

決 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

1. 開会及び閉会 令和6年9月17日(火) 午前9時30分 開会
午後5時21分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	吉村始
委員	横井晶行
〃	杉本訓規
〃	松林謙司
〃	谷原一安
〃	藤井本浩
〃	下村正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	川村優子
議員	柴田三乃
〃	奥本佳史

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	東錦也
教育長	椿本剛也
企画部長	高垣倫浩
人事課長	石田智士
企画政策課長	西川直孝
総務部長	林本裕明
管財課長	倉田主税
財務部長	米田匡勝
税務課長	高松和弘
税務課主幹兼収納促進室長	吉川勝
市民生活部長	西川勝也
保険課長	増井朋子
環境課長	石橋和佳

保健福祉部長	中 井 智 恵
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
介護保険課長	田 中 美 菜
地域包括支援課長	西 川 進
健康増進課長	松 本 育 子
こども未来課長	西 川 修
産業観光部長	植 田 和 明
農林課長	吉 田 賢 二
都市整備部長	安 川 博 敏
建設課長	西 川 好 彦
教育部長	勝 眞 由 美
学校教育課長兼	
学校給食センター所長	森 本 欣 樹
学校教育課主幹	吉 村 賀 央
体育振興課長	福 森 伸 好
〃 補佐	西 井 満 良
上下水道部長	井 邑 陽 一
水道課長	奥 田 雅 彦
下水道課長	稲 田 恭 一
会計課長	松 本 賢 治

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	神 橋 秀 幸
〃	岸 田 聖 士
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 認第1号 令和5年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和5年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 令和5年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和5年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和5年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 認第9号 令和5年度葛城市下水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。決算特別委員会3日目に際しまして、早朝よりご参集賜りまして、ありがとうございます。1日目、2日目と、非常に皆様方のご協力によりまして、スムーズに会議を運営することができました。ありがとうございます。本日最終日となりますが、闊達なご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、委員外議員のご紹介をさせていただきます。柴田議員、奥本議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いを申し上げます。葛城市議会でのマスクの着用につきましては、個人の意思に委ねております。また、会議出席者のタブレット等、情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましてもあまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をお願い申し上げます。また、発言につきましては簡単明瞭にしてください、会議時間の短縮にご協力をお願いいたします。なお、委員の方におかれましては、事業内容の確認のみの質問は控えていただきますようお願いをいたします。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名をした後、質問者が変わるとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確なご答弁をお願いいたします。なお、委員からの質問の趣旨、意図が理解しづらく的確な答弁ができない場合につきましては、質問内容の確認を行うようにしてください。質問内容の確認は、理事者側の反問権として認めております。また、決算の年度につきましては、令和5年度決算、令和4年度決算等、具体的な年度で説明をお願い申し上げます。答弁者につきましては、原則、部長または担当課長でお願いを申し上げます。なお、課長補佐級以下の委員会室の入室は原則として認めておりませんが、理事者側控室及び議場において委員会の音声聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じ、委員会室入口付近のマイクにより答弁をお願い申し上げます。

それでは議案審査に移りますが、その前に先日の教育委員会のほうの説明に訂正がございますので、それを認めます。

森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 おはようございます。学校教育課の森本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先日、谷原委員の補助金の間接補助についてのご質問で、教育振興会、間接補助があると答弁いたしましたけれども、私の認識の誤りで、教職員も教育振興会の構成員となっておりまして、その事業として学校や部会で活動した費用の支払いを行っていますので、間接補助はございませんということで訂正させていただきます。

よろしくお願いいたします。

増田委員長 よろしいですか。次に……。

森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 すいません。もう1点、資料がなくてお答えできなかった部分、その説明もちょっとさせていただけたらと思います。

吉村委員の、就学援助の平均額ということで確認させていただきます。小学校の入学前で約5万4,000円、小学校1年生で約6万8,000円、小学校2年生から5年生が大体同じ額になりまして約5万6,000円、小学校6年生が約8万5,000円。続きまして、中学校入学前が6万3,000円、中学校1年生から2年生が約7万6,000円、中学3年生が約12万8,000円となっております。6年生と中学3年生が修学旅行の分がありますので、金額が多くなっております。

以上です。

増田委員長 よろしいですか。

それでは、議案審査に移ります。

一般会計歳入についての説明を求めます。

松本会計課長。

松本会計課長 皆様、おはようございます。会計課の松本でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書の歳入の説明を申し上げます。

決算書の12ページをお願いいたします。歳入の明細書の説明につきましては、左から順番に、科目、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、備考欄となっております。

まず1款の市税でございます。全体では44億7,474万6,564円の収入でございます。

1項1目個人につきまして17億7,668万6,036円、2目法人につきましては2億1,091万880円の収入でございます。

2項1目固定資産税につきましては、20億1,450万9,468円の収入でございます。

3項1目環境性能割につきまして634万1,700円、2目種別割につきましては1億1,737万3,629円の収入でございます。

4項1目市たばこ税につきまして、3億4,892万4,851円の収入でございます。

13ページをお願いいたします。2款地方譲与税につきまして、全体では1億1,024万2,000円の収入でございます。

1項1目地方揮発油譲与税につきまして、2,559万9,000円。

2項1目自動車重量譲与税につきまして、7,717万5,000円。

3項1目森林環境譲与税につきまして、746万8,000円の収入でございます。

3款利子割交付金につきまして、190万1,000円。

4款配当割交付金につきまして、5,354万9,000円。

5款株式等譲与所得割交付金につきまして、5,878万9,000円の収入でございます。

ページめくっていただきまして、14ページをお願いいたします。6款法人事業税交付金につきまして、4,337万4,000円。

7款地方消費税交付金につきまして、7億9,849万7,000円。

8款環境性能割交付金につきまして、1,819万1,000円の収入でございます。

9款地方特例交付金につきまして、全体では8,266万8,000円の収入でございます。

1項1目地方特例交付金につきまして、6,599万9,000円の収入でございます。

下のページに移っていただきまして、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金につきまして、1,666万9,000円。

10款地方交付税につきまして、52億7,135万6,000円。

11款交通安全対策特別交付金につきまして、298万5,000円の収入でございます。

12款分担金及び負担金につきまして、全体では1億3,708万6,320円の収入でございます。

1項1目農林商工費分担金につきまして、1,054万円の収入でございます。

16ページをお願いいたします。2目災害復旧費分担金の収入はございませんでした。

2項1目民生費負担金につきまして、1億2,654万6,320円の収入でございます。

13款使用料及び手数料につきまして、全体では1億7,931万7,544円の収入でございます。

1項1目総務使用料につきまして1,140万6,424円、2目民生使用料につきまして76万7,500円、3目衛生使用料につきまして792万5,000円、4目農林商工使用料につきまして324万7,620円、5目土木使用料につきまして7,500万9,190円の収入でございます。下のページに移っていただきまして、6目教育使用料につきまして1,136万3,195円の収入でございます。

2項1目総務手数料につきまして1,201万5,275円、2目民生手数料につきまして200円、3目衛生手数料につきまして5,687万3,240円の収入でございます。18ページをお願いいたします。4目農林商工手数料につきまして1万5,600円、5目土木手数料につきまして69万4,300円の収入でございます。

次、14款国庫支出金につきまして、全体では33億3,749万1,144円の収入でございます。

1項1目民生費国庫負担金につきまして、14億4,895万8,867円の収入でございます。19ページをお願いいたします。2目衛生費国庫負担金につきまして、5,210万8,460円の収入でございます。3目災害復旧費国庫負担金の収入はございませんでした。

2項1目総務費国庫補助金につきまして6億8,046万1,450円、2目民生費国庫補助金につきまして7億1,195万5,262円の収入でございます。20ページをお願いいたします。3目衛生費国庫補助金につきまして、9,673万9,000円の収入でございます。下のページへ移っていただきまして、4目土木費国庫補助金につきまして1億8,910万6,953円、5目消防費国庫補助金につきまして518万8,620円、6目教育費国庫補助金につきまして1億4,268万3,997円の収入でございます。

22ページをお願いいたします。3項1目総務費委託金につきまして32万9,000円、2目民生費委託金につきまして995万9,535円の収入でございます。

15款県支出金につきまして、全体では12億6,801万3,436円の収入でございます。

23ページをお願いいたします。1項1目民生費県負担金につきまして、6億3,765万4,794

円。

2項1目総務費県補助金につきまして48万2,000円、2目民生費県補助金につきまして3億5,950万974円の収入でございます。24ページをお願いいたします。3目衛生費県補助金につきまして1,422万8,000円、4目農林商工費県補助金につきまして1億5,341万9,069円の収入でございます。下のページへ移っていただきまして、5目土木費県補助金につきまして15万8,000円、6目消防費県補助金につきまして52万8,500円、7目教育費県補助金につきまして2,757万6,732円の収入でございます。26ページをお願いいたします。8目災害復旧費県補助金の収入はございませんでした。

3項1目総務費県委託金につきまして、7,446万5,367円の収入でございます。

16款財産収入につきまして、全体では2,422万1,733円の収入でございます。

1項1目財産貸付収入につきまして149万5,024円、下のページの2目利子及び配当金につきまして150万7,178円。

2項1目物品売払収入、2,121万9,531円の収入でございます。2目不動産売払収入の収入はございませんでした。

17款寄附金につきまして、全体では1億6,547万5,895円の収入でございます。

1項1目一般寄附金につきまして、613万5,000円の収入でございます。ページめくっていただきまして、28ページをお願いいたします。2目ふるさと応援寄附金につきまして9,079万9,000円、3目土木費寄附金につきまして5万5,280円、4目総務費寄附金につきまして10万円、5目民生費寄附金につきまして6,838万6,615円の収入でございます。

続きまして、18款繰入金につきまして、全体では1億6,563万8,550円の収入でございます。

こちら、1項1目財政調整基金繰入金、3目緑花基金繰入金及び4目公営住宅基金繰入金の収入はございませんでした。2目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金につきまして3,475万8,948円、5目教育基金繰入金につきまして467万2,224円の収入でございます。29ページをお願いいたします。6目体力づくりセンター整備基金繰入金につきまして1,943万7,200円、7目公共施設整備基金繰入金につきまして1,745万5,000円、8目地域振興基金繰入金につきまして8,931万5,178円の収入でございます。

19款繰越金につきまして、7億373万8,985円の収入でございます。

20款諸収入につきまして、全体では1億6,724万1,749円の収入でございます。

1項1目延滞金につきまして、1,646万7,004円。

2項1目預金利子につきまして、3万4,410円。

3項1目滞納処分費の収入はございませんでした。

次に、30ページをお願いいたします。2目弁償金につきまして1,800円、3目雑入につきまして1億4,266万8,033円の収入でございます。32ページをお願いいたします。4目過年度収入につきまして、807万502円の収入でございます。

21款市債につきまして、全体では17億1,760万円の収入でございます。

1項1目総務債につきまして160万円、2目民生債につきまして6億6,220万円、3目衛生債につきまして7,620万円の収入でございます。下のページをお願いいたします。4目農林

商工債につきまして4,330万円、5目土木債につきまして3億9,190万円、6目消防債につきまして100万円、7目教育債につきまして4億5,590万円の収入でございます。34ページをお願いいたします。8目災害復旧事業債につきまして、こちらの収入はございませんでした。9目臨時財政対策債につきまして7,330万円、10目減収補てん債につきまして1,220万円の収入でございます。

22款自動車取得税交付金につきまして、248万3,198円の収入でございます。

以上、歳入合計といたしまして、予算現額200億7,038万9,000円に対しまして、収入済額187億8,460万7,118円、不納欠損額779万9,209円、収入未済額7億9,784万7,459円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました歳入に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、決算書の12ページ、1款1項2目1節法人市民税現年課税分についてです。決算額は2億900万円余りとなっておりますけれども、この成果報告書の6ページに市税収入実績状況ということで前年度比較が書いてあるんですけれども、この法人市民税の現年課税分が令和4年度と比べて1割以上減額となっております。この要因について把握されておられましたらご説明をお願いしたいと思います。

続いて12ページ、1款2項1目1節固定資産税であります。その固定資産税の中に備考欄に内訳が書いてありまして、土地、家屋それから償却資産とその内訳が書いてあるんですが、この償却資産については前年度よりも伸びておると思うんですけれども、この要因についてご説明をお願いいたします。

それから12ページの、これ1款全体ですけれども、この市税の収納率についてですけれども、これは6ページの市税収入実績状況を見ましても、収納率、この間非常に改善していると思います。とりわけ滞納繰越分については大変改善をしてくれているわけですけれども、どういう取組をされているのかご説明をお願いします。

以上3点お願いします。

増田委員長 高松課長。

高松税務課長 おはようございます。税務課の高松です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず谷原委員の1点目のご質問でございます。法人市民税の減収についてでございます。こちらにつきましては、令和5年度の法人市民税が、谷原委員おっしゃるとおり減収になっているという状況を踏まえまして、まず近隣他市の状況を確認させていただきまして、葛城市と同様に減収となっていることを確認させてもらっています。

その要因といたしましては、令和5年度決算に関しましては、物価高の影響などで商品価格に適切に価格転嫁できずに利益が上がっていないということや、デフレ脱却に向けた従業

員の賃金の増、また設備投資などの影響などで、法人としての収益が上がっていない状況があったのではないかとというふうに推察をしております。

まず1点目につきましては、以上となります。

2点目の固定資産税の増収についてでございますが、令和5年度につきましては固定資産全体で増収になっておりまして、新築、増築家屋の増加、特に工場の増加が固定資産税の増収の主な要因と考えております。委員からお問合せの償却資産の増収につきましても、工場の新築に伴う償却資産の増加、また主要企業の設備投資などが進んだことが理由と考えております。このような設備投資が増えたことが、先ほどの法人市民税減収の要因とつながってくるのかなというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

増田委員長 吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長 収納促進室の吉川でございます。よろしくお願ひいたします。

3点目のご質問、市税の収納率の改善要因についてお答えしたいと思います。

改善要因といたしましては、滞納処分に係る知識、経験豊富な会計年度任用職員を令和5年度新たに採用したことと、より換価率の高い預貯金、給与を差押え対象の軸に切り替えたこと、また滞納処分に係る基本ルールの設定をしたことが主な要因となっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の2つの質問につきましては了解いたしました。一般に、企業の利益に対して法人税、法人住民税かかるわけですけれども、設備投資あるいは人件費等経費として、あるいは設備投資費として、支出が増えれば当然、利益が、税のかかる利益が下がるということで、相反関係にあるということだろうと思います。よく分かりました。

それから、3点目でちょっと再質問になりますけれども、知識豊富な方を会計年度任用職員としてということですが、これは例えばそういう他市あるいは県辺りで、そういう実務を経験された方を会計年度任用職員として採用されたということなんでしょうか。会計年度任用職員としてその知識豊富な方ということがあったので、ちょっと具体的に言える範囲で結構ですので、お願ひしたいと思います。

それから次に、改善したというところに、給与の差押え、預貯金の差押えということが出てまいりました。これは大変厳しい差押えということになろうかと思うんですが、それにつきましてはどのように相手方に、やっぱり強引な取立てになってはならないと思いますので、相手方は市民の方なので、滞納については相談をしながら分割返納を計画的にやるということで、多分相談もされてやっておられると思うので、ここに至る事例というのはどういうことなのか、ちょっとその点について確認したいと思います。

増田委員長 吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長 収納促進室、吉川です。

ただいまのご質問で、まず会計年度任用職員につきましては、県のほうで滞納の事務に関

わっておられた元県職員の方ですね。早期退職された方について令和5年度来ていただけることになりまして、その知識、ノウハウ等を、令和5年度、この当市の滞納処分業務に生かしておるところでございます。

2点目につきまして、滞納処分に関しては、まず一旦納期過ぎましたら督促状を発送しております。その時点で一旦自主納付を促すという形、また市役所に来庁していただいて納税相談を行っております。納税相談におきましては、未納額の一括納付というのを基本、指導しておりますが、困難な場合においては収入資産、生活状況をご本人から聞き取った上、分割納付に応じております。また、納税相談時には、納期内納付であれば延滞金が発生しないこと等を認識をさせ、現年課税につきましては年度内納付、また滞納繰越分につきましては分割納付の計画をさせる等、未納額が減少するような指導をしております。その上、納付に応じない場合につきましては、収入や資産を調査し、滞納処分が可能な収入、預貯金、不動産があれば差押えを実施しておるという流れになっております。また、財産のない場合は、適切に執行停止処分等を行っております。なお、差押えにつきましては、一旦、差押え予告という形で文書を送付させていただきまして、1週間の猶予を見ております。その間に本人のまた自主納付を促すような形で行っております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。会計年度任用職員につきましては、県のそういう滞納事務に携わっておられた方で、早期退職した方を迎え入れたと、そういう経験が生かされているということでありました。葛城市におきましても、いろんな分野の専門家、必要な部署がありますので、こういう経験豊かな方を採用していただくというのは非常に行政水準を高める上でいいことだなというふうに思いました。

給与差押え、預貯金の差押えに関わっては、今おっしゃいましたように、納付相談に応じて計画的にやっていくと。ただ、そういうことに全く応じない方に対して、差押え等の文書も1週間前に出してということでありました。当然そういうことであろうと思うんですが、これは前回の予算特別委員会でも申し上げたかとは思いますが、精神疾患等で入退院を繰り返されて、そういう文書類についてきちっと判断ができない方が、その方の場合は入院されていたときの生命保険の入院時の保険が下りてくる、それが差し押さえられたということがあって、その方に見てみたら、大変いろんな家庭の状況で転居されたり、知人ところで身を寄せられたり、ほかの親族の方に身を寄せられて、通知が十分このご本人も理解ない中でそういうことが起きたということがあったんですね。これはもう稀な例だと私も思いますけれども、相手方に連絡が取れない、全く相談に応じないという事例を、もうちょっと具体的にできたら丁寧に把握していただくなりして、そういうごく稀な事例でそういうことがあることもありますので、できたらそういう点でご配慮をしていただけたらと思います。非常に丁寧な対応をされていると思いますけれども、そういう事例もありましたので、更に丁寧な対応をお願いできたらと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 関連でお伺いをいたします。収納率を上げるために、いわゆる差押えとか、かなり厳しい新たなという手法を取り入れることによって収納率を上げるという旨のご答弁があったかと思うんですが、こういう手法というものを取り入れるというか、新たに取り入れられたのは、先ほどご答弁ありました、いわゆる元県職の方の会計年度任用職員のアイデアといえますか、そういうものによるものなのでしょうか。

増田委員長 吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長 収納促進室の吉川でございます。

アイデアというか、手法といたしましては、県職の方の実績から参考にさせていただいた部分があるんですけども、基本は法令に基づいた手法でございますので、以前からもそれののっとなってやっておるところを強化したというところでございます。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 もちろん法令にのっとなってやっているということはもう当然のことですけれども、この中で効果的なものについて、この手法を使ったら効果的であるということ、これまでの経験に基づいて強化されたということで、承知しました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、決算書13ページの2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、このこのことについてお伺いをします。森林環境譲与税、私ちょっと調べたんですけども、県や市に譲与される国からの交付金、この額というのは、会社とか個人で管理している森林の面積と、そしてまたその森林の就業者の人口によって決められるという、そういうことなんですけども、これ極端な場合、自治体によってはもう山も林業もないところもあります。この森林の面積と林業の就業者の人口比率によって、今ここでは746万8,000円ほどあるんですけども、この率というのは変わってくるのでしょうか、交付率。

増田委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしく申し上げます。

令和5年度の森林環境譲与税は、市町村譲与額440億円を各市町村に按分されていますが、計算方法は10分の5の220億円を各市町村の私有林人工林面積で按分した額と、10分の2の88億円を各市町村の林業就業者数で按分した額、そして10分の3の132億円を各市町村の人口で按分した額の合計額で譲与されます。

増田委員長 ちょっともう一回、10分の5の人工は何人工と言われましたか。

吉田農林課長 私有林人工林面積。

増田委員長 私有林人工林。よろしいですか。

松林委員。

松林委員 私有林、それから就業者人口のその割合によって自治体に交付される額というのは変わっ

てくるよということで、了解しました。この森林環境譲与税、これの具体的な使い道、そしてその剰余金の余った金額というのは、これ返還するのではなくしてためておくことはできるのかということをお聞きします。

増田委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

森林環境譲与税で、令和5年度の事業についてなんですが、森林経営管理計画に基づく森林地番図の作成、積み木の購入、森林環境教育推進事業として森林学習での啓発、危険木等の伐採等の事業をしております。森林環境譲与税につきましては、その年度で繰越額につきましては基金のほうに積立てということで、令和5年のほうは積立額はございません。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 地番図作成とか、森林学習、自然学習ということで、余剰金については基金のほうに積立てということで、今後この使い道につきましても、更に目的に沿った有効な使い道を検討していただきますように、よろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いします。12ページの4款1目の市たばこ税です。いつも言わせていただいています。定番の質問で申し訳ないんですが、3億4,000万円以上歳入がありまして、先ほど皆さんからいろいろ徴収などと言われてますが、これは徴収は100%で、皆さんのお手も煩うことなく3億4,000万円、法人税に至っては2億4,000万円、それよりもっと多いたばこ税が入ってるんですけども、そんなありがたい税なんですけども、やっぱりそれ吸っている方がおられるからこそ成り立ってるんですけども、葛城市は、僕が言ってるからかどうか、効果あるか分からないですけど、施設にはいろいろ喫煙所をいっぱい付けていただいているほうだと思います。市役所のほうにも付けていただいていますし、ただその中でも、市内の施設、付けれるところは全部付けていただいているのかというのを確認させていただきたい。学校とかはもちろん付けられないんですけども、やっぱり中央公民館であったり体育館であったり、いろんなところあると思うんですけど、付けれるところは喫煙所を付けていただいているのかということをお聞きしたいのと、2つ目は、ちょっとこれも奥本議員も僕も定期的に聞かなあかんんですけども、歳入のほうに載ってないという意味でちょっとお聞きしたいんですけども、過去に市内の小学校を出て市の職員の教員が不祥事を起こして裁判になって、葛城市が国家賠償法で代理で弁済した件があったと思うんです。今、この歳入については載ってないんですけども、当時は必ず弁済していただきますというお答えいただいている以上、これ定期的に聞かなあかんと思いますけども、現在その債権者に対してどういった行動をされているのか、今どういった状況なのか。これはちょっと定期的に聞いとかなまらずいので、お願いしておきます。この2点お願いします。

増田委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課、高松です。よろしくお願いいたします。

ただいまの1点目の杉本委員のたばこ税につきまして、まず現状について私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

令和5年度の当初予算で3億2,000万円を計上しておりましたが、今年の3月議会で1,000万円を補正させていただきまして、最終的には令和5年度の市たばこ税の収入額は、委員おっしゃっていただいた3億4,892万4,851円となりまして、令和4年度と比べまして1,712万1,795円、5.16%の増収となったところでございます。

増額の要因としましては販売本数の増加が要因でございまして、本数にして約260万本増えています。令和6年度、今年度につきましても令和5年度と同額程度毎月入ってきておる状況で、本当に市にとりまして貴重な税収、財源の1つとして認識しておるところでございます。市税収入全体の約7.8%を占めております。

屋内の分煙施設についてでございますが、屋外分煙施設等の整備促進につきまして、税務課としてまず確認している情報としましては、令和6年度の与党の税制改正大綱におきまして、地方税制と関連する来年度令和7年度以降の税制改正における主な検討事項等について次のとおり記載されておりました。望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前商店街、公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識して、地方たばこ税の活用を含めて民間事業者への助成制度の創設、その他必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行い、より一層促すことと記載されておる状況でございます。

これによりまして、国のほうから、今後、分煙施設等の整備促進について別途通知する予定であるとともに、各地方公共団体の整備方針や実施状況等を把握する予定であるということをお伺いしておりますので、それに基づきまして担当部局で対応されるものということをお伺いしております。

私のほうからは以上です。

増田委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

現状、市内の公共施設の喫煙所の設置状況ということで、ちょっと答弁させていただきま

す。まず、健康増進法で第1種、そして第2種というふうに区切られてると思えますけども、まず第1種ということでございます。よくある学校であるとか病院ということになるんですけども、現在、市内で第1種に該当する施設44か所ございます。そのうちの14か所に屋外の喫煙場所を設置しております。

2つ目の第2種につきましては、こちらはいわゆる事務所とか飲食店などの施設ということになるんですけども、こちら市内に現在12か所ございまして、そのうち8か所が屋外に喫煙場所を設置してあります。

以上です。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課、森本です。よろしくお願ひします。

私のほうから、国家賠償法の関係の進捗状況をご報告させていただきます。

これまで決算特別委員会や厚生文教常任委員会協議会においても説明させていただいておりますが、令和3年9月に、相手方に対し国家賠償法第1条第2項に基づき納入通知書を送付いたしました。この通知書の送付後に、本人から葛城市に対して連絡、送付がなかったことから、令和4年3月に本人宛てに納入の催告通知書を送付しております。通知書には、一括納入が困難な場合には分割納入を相談すること、また必ず連絡するように記載しておりますけれども、納付相談や連絡はございません。催告通知書についてはこれ以降も送付しております。相手方に到達していることは確認をしております。しかし、令和5年度も納付がないため、決算書では調定額のみ計上となっております。現状といたしましては、住所地については、近畿圏内に住民登録があることを確認できておりますけれども、連絡先が分からず直接の面会はできていないような状況でございます。そういうことで、これまで進展がなかったことから、市の顧問弁護士に相談させていただき催告書の送付を続けるとともに、まずは本人と面会もしくは連絡を取るために、近畿圏内にある住民登録地へ訪問することを現在検討しております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 まず、たばこ税のほうから言わせていただくと、また来年からちょっと動き変わるような感じなので、その辺できる限りのことをやっていたので、ただ、この市役所の下の喫煙所でいつもたばこ吸わせてもらってるんですけど、夏は極暑ですよね、もう。ほんで、もう冬は極寒ですよね。この前までは、多分、丸椅子やったんですけど、多分、庁舎の椅子入替えたその余りが来まして、かなり今は居心地のいい椅子で座らせてもらってます。ありがとうございます。ただ、そういったところも、たまにですけど、やっぱり市民の方が使われてるんですよね。休憩がてらというか、たばこ吸われる方もおられるので、扇風機ちょっと付けるなり、3億4,000万円だからね、たばこ税。だから、その辺もちょっと考慮いただいて、来年の施設の更新とかで変わっていくんやったら、そういうところも目を向けていただきたいなと思います。

ほんで、次の国家賠償の件に関しては、やっていただくことをやっていたという認識で、あまりちょっと誰が行くねんとかそういうのはあくまで言いませんけども、ちょっと今も委員長と言ったんですけど、予算に入れてやってほしい。僕、今回予算委員会でなかったんで言わなかったんですけども、来年度予算に入れてもう歳入として取りますと、行きますというちょっと意気込みをぜひ入れていただいて、これも多分誰か予算のときに聞くとと思うので、引き続きちょっとあんまり突っ込まないですけども、よろしくお願ひしておきます。

最後に、ちょっとこれは意見だけでも軽く、雑入のところ鯉の餌代ってあるんです。これちょっと皆さんに聞いていただきたいんですけども、55万円ぐらい鯉の餌代で入ってくるんですけども、屋敷山公園の鯉ですよね。あれ、皆さん、食パン持ってきて結構みんな

配ってはるんですけど、僕、他市の鯉を見たときに、看板に、「鯉にパンあげないでください。消化不良を起こします」という看板が立ってあるんですよ。調べたら、あかんみたい、パンあげるの。そういう促す警告みたいなんやって、「鯉の餌をあげてください」というふうにやっていただくように、これは意見だけで申し訳ないんですけど、鯉かわいそうなんでお願ひしておきます。

以上です。

増田委員長 答弁よろしいな。

杉本委員 よろしいです。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 3点質問いたします。まず、決算書の17ページ、13款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、2節住宅使用料で市営住宅使用料のことについてお伺ひいたします。

例年、収入未済額が出ております。令和5年度も46万3,020円ということなんですけれども、令和5年度のこれの内容、それとあとこの対応、市としてはどのようにして回収するのかというか、その対応についてお伺ひをいたします。

それから同じく17ページ、使用料及び手数料の使用料の、こちらは教育使用料です。3節幼稚園使用料で、こちら11万8,250円、令和5年度収入未済額が出ておまして、こちらでも例年、収入未済額が出ております。これも同様に、内容と市の対応についてお伺ひをいたします。

それからあと、31ページなんですけど、20款諸収入、3項雑入、3目雑入、2節雑入で広告掲載料についてお伺ひいたします。今回、決算額55万7,640円というのが収入として入ってきてるわけですが、まず地方自治体として広告を打つ、こういうことをしている目的、それとあと広告の媒体、どういう媒体に、もちろん広報かつらぎ等々あると思うんですが、その媒体と、それからできたら媒体ごとの内訳があればありがたいんですが、あと掲載金額、料金設定、どのようなふうにして料金設定してるのかという、その積算根拠についてお示し願ひしたいと思います。

以上です。

増田委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしくお願ひいたします。

ただいま、吉村委員のご質問に対してご説明させていただきます。

まず、滞納の内容でございます。これについては限られた住宅なので、ちょっとここでお話しすると個人が特定されますので、個々の内容の案内については差し控えるということでご理解のほうをお願ひいたします。

滞納につきましては、まずは督促状を送付させていただくと。定期的に面談の機会を設けてまして、現状の把握しながら入金を促しているのが現状でございます。

以上でございます。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課の森本です。よろしくお願いいたします。

2点目の幼稚園の使用料についてでございます。こちらにつきましては、令和5年度の幼稚園の預かり保育料の未納額、内訳といたしまして3世帯4名分となっております。現在1世帯は完納されましたので、未納額は2世帯の7万2,650円となっております。

対応といたしましては、家庭、家を訪問させていただきましたり、幼稚園でも主任先生から声かけをちょっとしていただいたりをしております。また、納付の誓約書ももらっております、少しずつですが納付もでございます。

なお、令和4年度以前の未納額については全て納付済みで、現在はございません。

以上です。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、まず広告掲載料の目的と媒体内訳、掲載金額ということなんですけども、まず目的につきましては、この葛城市広告掲載要綱に記載のとおり、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的としております。

広告の媒体につきましては、企画政策課の場合は広報誌とホームページ2つあるんですけども、広報誌に当たる広告料は1件当たり縦46ミリメートル横84ミリメートルとし、1件当たりで月1万円となっております。ホームページにつきましては、金額につきましては月5,000円、規格については横150ピクセル縦60ピクセル、その他いろいろちょっと細かい規定があるんですけども、ひと月当たりそういう金額になっております。

令和5年度の実績といたしましては、広報誌で延べ9社51か月分で51万円、ホームページにつきましては1社9か月分で4万5,000円、企画政策課分として合計55万5,000円となっているものでございます。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど企画のほうから55万5,000円というふうにございました。残りの2,640円についてご回答させていただきます。新庄庁舎と當麻庁舎におきましてはデジタルサイネージを設置してございまして、その放映料として2,640円徴収してございまして、この広告につきましては、そもそもは當麻庁舎の総合窓口課の自動発券機、それから新庄庁舎のm a m a r o、これを主に設置するために広告を利用するの設置でございます。ただ、業者と協議いたしまして、それだけではということで協議の結果、1か月1か所100円、それが2か所で消費税で12か月で2,640円というのを頂戴するというふうにさせていただきまして、収入とさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 根拠、1件当たりの設定根拠。

倉田管財課長 あくまでも業者と、主には機械の設置が主なので、あとは協議の結果100円というふうにさせていただいたということでございます。

以上でございます。

増田委員長 西川課長、その価格設定根拠、分かりますかね。

西川課長、もう一度お願いします。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

すいません、再度、広報誌が月……。

増田委員長 いやいや、単価は分かってん。

西川企画政策課長 設定の根拠ですか。

増田委員長 設定の単価、設定の根拠。

西川企画政策課長 もともとの金額の設定の仕方という意味ですよ。

増田委員長 高いんか安いかわからへんという。

西川企画政策課長 そうですね。ちょっとその辺、他市で調べてみないと、これが果たして……。

増田委員長 そういう比較しかないと思うんです。

西川企画政策課長 そうですね。ちょっとそれは今まで研究したことはないので、他市の事例も研究させていただきたいと思います。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、市営住宅使用料、それから幼稚園預かり保育利用料のこの件につきましては、内容について承知しました。これについては、督促状、面談とか、それから声かけ納付を促すとかやったださってるということですので、引き続きお願いをして、完済といえますか、納付してもらおうようによろしくお願いをいたします。

それから、広告掲載料につきましては、今の値段等は分かりましたけれども、今いろいろと葛城市は財源確保というのが目的だろうと思います、基本的に。これから、やっぱりいろいろなものが高騰していったりとかしてますので、物価上昇ということもございますので、ちょっと他市の例とかいろいろなものも見ていただいて、そして積極的にもしいただけるようであれば、その金額の見直しも含めて考えていただけたらというふうに思うんですけれども、その辺りについてはどのように考えていただけますでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

おっしゃるとおり、その他市の事例であるとか、どういうふうにして上げるかというのも含めまして、まずは他市町村、あとはうちの人口規模の似てるような市町村を調べた上で、ちょっと研究させていただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 積極的にちょっとお願いをしたいと思います。まず、広告料を上げるというだけにとどまった議論じゃなくて、例えば葛城市のブランド、葛城ブランドであるとか、あるいはホームページとか、そういうところを見ても回数が増えてくれば、葛城市のブランドが上がってくれば、やはりそういったところもまた交渉もしやすくなるし、それから今、出稿していただく企業の方から見ても魅力的になってくると思いますので、そちらのほうも含めてどうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 時間が押してきましたので、これで最後にしたいと思います。3点ほどお伺いします。16ページです。12款2項1目の児童福祉費負担金であります。その2節の保育所保育料に関係してお伺いします。ここには0歳から2歳までの私立保育所の保育料が入ってると思うんですが、延長保育料がこの中に幾ら含まれているのか、あるいは含まれていないのかお聞きいたします。

それから2つ目ですけれども、17ページになります。13款1項6目保健体育使用料ですが、この5節のところの新町公園球技場及び健民運動場、いわゆるその芝を張っているところの芝生グラウンド、これの使用実績が昨年度どの程度あって、どの程度それら芝生使用料、グラウンド使用料で発生しているのか、使用実績、使用料についてお伺いします。

3つ目ですけれども、26ページの15款ですが、3項の1目1節県広報誌配布業務委託金ということで200万円余りいただいておりますけれども、これは県から配布を委託されている部数、及び実際に大字のほうに下ろしている部数はどの程度になるのか、このことについてお伺いします。

増田委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。よろしくお願いいいたします。

まず1点目の谷原委員からのご質問の、保育料の中に延長保育料が含まれているかというご質問でございます。こちらについては、延長保育料のほうが含まれております。金額のほうは21万1,500円となっております。よろしくお願いいいたします。

増田委員長 西井補佐。

西井体育振興課長補佐 体育振興課の西井です。よろしくお願いいいたします。

谷原委員からのご質問ありました芝生グラウンドの使用実績ですが、令和5年度、第一健民運動場のサッカー場のほう、全体で124件の利用がありまして、そのうち8件が有料で42万円の使用料となっております。

続きまして、新町運動公園球技場のほうですが、97件の使用実績がありまして、そのうち24件が有料で、80万6,000円の使用料となっております。

以上です。

増田委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいいたします。

私のほうから、県広報配布業務委託金ということで、こちらにつきまして配布部数につきましては県の広報、県民だより奈良と広報かつらぎ、これは同じ部数を配布しております。こちら、月の平均の配布部数に応じて委託金を支払われるもので、月平均配布部数につきましては、令和5年度ですと1万4,114世帯となっているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。最初の保育所保育料の中には延長保育料が含まれていると、21万2,500円ということでありました。これは令和6年度の一般会計予算審査のときにもいろいろ議論になりましたけれども、法令に反して延長保育料を令和元年から令和5年度まで取っておったと。だから、この令和5年におきましても、法令に反して徴収した保育料がこの決算書の中に上がってきたということであります。これについてどう扱うかというのはまた意見を述べたいと思いますけども、ここでは置いておきます。

それから芝生グラウンドの使用実績ですけれども、よく分かりました。結構利用されておられて、金額も使用料もそれなりに上がってるなということで、今後ともよく利用されることを望んでいるところです。

県の広報雑誌につきましては、これは広報かつらぎと同じ部数ということで、委託料ということであっていただいているということで、よく分かりました。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 1点、質問いたします。

(削 除)

質問なんですが、決算書の30ページの20款諸収入の3項雑入、3目雑入、3節雑入で、農畜産物処理加工施設運営収益金なんです。令和5年度の決算額が1万1,007円という、ちょっと割と少ないんですが、令和4年度の実績は88万5,587円あったんです。令和5年度の当初予算でも151万5,000円だったんですけど、これが1万円程度になっているのは、これはなぜなのでしょう。ちょっと理由をお伺いいたします。

増田委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしく申し上げます。

農畜産物処理加工施設運営収益金についてですが、こちらにつきましては基本協定書で規定されておまして、年度決算に基づき、収益合計から費用合計を差し引いた利益の30%を成果配分として市に支払うものとなっております。この運営収益金について、前年より減少しているところですが、昨今の人件費や経費の高騰分を販売価格に反映させるのを利用者のために少しでも先送りをしていくということで、差引き利益が3万6,692円となったため、その30%の1万1,007円が運営収益金となっております。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 売上げ粗利益に対していわゆる販管費といいますか、そういった給料等のお金が増えてしまったので、最終的に利益が圧縮したというふうなことです。承知いたしました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

先ほどのグラウンドの料金のところ、ちょっと確認したいんですけども、体育振興課、お願いできますか。体育施設使用料状況、84ページ、成果報告書の中では、先ほど説明あったように、利用者の件数124件に対して料金を徴収されてるんですが、料金徴収対象者という人数がこの記載の中ではないんですよ、成果報告書の中では。担当の方おられませんでしょうか。成果報告書の利用件数、利用者人数、ここ記載してるんです。使用料とここ書いとるんですけども、利用者件数、利用者人数と、使用料対象者の人数も説明願いましたけど、ここでは記載されてないんですよ。というのは、逆に言うと何を言いたいかということ、361件利用に対して80万円を徴収しているというふうな表になってしまってるので、ちょっと成果報告書の内容、説明の書きっぷりを、もうちょっとお金もうた人の人数というものも項目として書いておいていただいたほうがええかなと。この新町公園球技場も97件になっとるんです、79万円やけども、お金もうてんのは79件じゃないでしょう。だから、そういうふうになんて誤解のないように資料を作っていただくほうが賢明かなというふうに思いますので、これはお願いでございます。

西井補佐。

西井体育振興課長補佐 体育振興課の西井です。よろしくお願いいいたします。

今、増田委員長のほうからご意見いただきました。成果報告書のほうでは、利用件数、利用者数ということで、全体の件数、人数しか入っておりません。今ご指摘いただきましたように、そのうちの有料者として使われた件数、また利用者のほうをまた今度、資料に反映しますので、また今後よろしくお願いいいたします。

増田委員長 ありがとうございます。ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕、この前のときにも散々同じところでグラウンドの話なんですけども、他市の方からの徴収という大前提でお話しさせてもらいますけども、この前、体育祭で使わせてもらって、すばらしい芝生のグラウンド、ほんまに気持ちよくやらしてもらったんですけども、その分お金がかかっちゃってるし、職員の方々も頑張っている。葛城市の方が使われる体育祭とかだったら全然使ってオーケーやと思うんですけども、これ他市の方使われる、この値段設定ですよね。僕、前の条例に上がったときは、もっと上げろと言って反対したんですけども、その辺の見直しを考えられているのかどうかをお聞かせ願いたいのと、あともう1個ちょっとついでで申し訳ないんですけど、30ページの雑入のところの自動販売機に関わる売上げ協力金41万7,000円、これはこれでいいんですけども、この普通の自動販売機だったらいいんですけども、葛城市の施設に置いてる自動販売機の値段は、これ業者が決めているもんなんですかね。というのも、ちょっと今、もうジュースの値段がぼんぼん上がって行って、今、スポーツ飲料やったら、あれ150円のやつ170円とかするんです。スポーツされてる方々、例えばで言うと体育館とかでも、体育館使ってはる人とか公園に遊びに来てはる人らが買はる自動販売機じゃないですか。こういうの交渉ってできひんのかなと思ってるんです。その辺どういう経緯で決まっているのか。もう言い値やったら言い値なのか。でも市内の施設に置いてる自動販売機なわけじゃないですか。ここの市役所の料金でもそうです

けども、市役所を利用されてる方がわざわざジュースだけ買いに来ることはないと思うので、その辺ちょっとこう値段とか交渉できへんのかなという、ちょっとふとこの前思ったので、お聞かせ願いたいと思います。

増田委員長 東副市長。

東 副市長 東です。よろしく願います。

ただいまの杉本委員の料金の見直しについて、私のほうからちょっと答弁させていただきたいと思います。

まず料金は、先だってから委員のご意見等ございまして、料金改定はした経緯がございましてけれども、今度、来年再来年の秋に、当麻の今やっております複合化施設が、社会教育施設ですけれども、ここがオープンいたしますので、その際によく検討して、社会体育施設もまとめてちょっと料金の見直しをしていかなあかんのかなというふうに思っておりまして、言いますと、中央公民館が無料で借りれるのに当麻のほうは有料だというような、こういったご意見もいただいておりますので、それらも含めまして、ちょっと料金の設定、改定というものは、また議員皆さんと協議いただきながら設定できたらなと思っております。

以上でございます。

増田委員長 よろしいですか。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

先ほど、杉本委員の各施設に置かれてます自販機の値段設定ということでございますけれども、当然、基本的には自販機はうちの場合は行政財産使用料とかをもうその業者からもいただいておりますし、電気代相当のお金ということで協力金もいただいておりますが、その売上げに対する価格、値段、それについてはちょっと統一的な基準というのは設けておりませんので、業者のほう恐らく設定されているということだと思いますので、そちらにつきましてはちょっと一旦整理しないと、何とも今ここでは答弁できませんので、またその点よろしく願いたいと思います。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 施設については、ほんならもうよろしく願います。グラウンドだけじゃなくてという話やと思うので、確かにそのとおりだと思いますので、よろしく願います。自動販売機の件はそうなんです。ただ、これ言うたことで交渉していただけるかなと思うんです。今は多分、言うたら言い値っちゃ言い値なんですよね。映画館やないねんからって話で、やっぱりその使用されてる方に対して置いてるもんやから、できるだけ市内の方が多いとは思っているので、ほかの自販機で値段合わせてるともう重々分かってますけども、多分今は言い値でやってはると思うので、できるだけ交渉していただきたいなと思うんです。ほんまにスポーツされてる方とかでも、ほんまに小銭だけやったら水しか買えへん状態なので、ちょっと1回その辺見直しいただきたいなというのが質問なので、よろしく願っておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、歳入に対する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。なお、再開時間につきましては午前10時55分でお願いします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前10時55分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、吉村副委員長の発言に訂正ございますので、発言を許します。

吉村副委員長。

吉村副委員長 私、先ほど農畜産物処理加工施設運営収益金について伺う前に、私がもうコメントだけ申し上げたんですが、新町公園球技場使用料と健民運動場使用料について、私、理解がちょっと十分でないもの、事実でない発言をいたしました。これにつきましては取消しをお願いしたいと思います。

増田委員長 事務局のほう、議事録から削除、よろしく願い申し上げます。よろしいですか。

それでは、これより総括質疑に入りますが、総括質疑につきましては市政全般にわたるものでお願いを申し上げたいと思いますので、十分ご留意のほどお願い申し上げます。

それでは、質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、私は行財政改革の課題ということで3点ほどお伺いします。決算審査の中で、個別の補助金、それから土地借上料等、質問してまいりましたけれども、その全体を見渡して、その在り方について質問をしたいと思います。

まず1つ目ですけれども、団体への補助金交付についてであります。質問ですけれども、この対象団体に繰越金が発生している場合、この団体の運営や活動に対して交付される補助金については精算するというふうを考えていいのかどうか、そういうふうにご答弁されたようなところもありましたので、補助金を出しました、団体活動されてます、1年間通して活動したら繰越金が出ました、次年度の補助金交付についてはその繰越金との見合いで補助金を減額するというふうなこともおっしゃったようなところもあったし、そうでないところもあるのかどうか、そもそもどういうふうにご答弁がなってるのか。このことについてお伺いしたいと思います。

それから2つ目は、土地借上料についてであります。これも土地借上料の算定の基準、算定根拠ですけれども、これにつきましてかなりいろいろご答弁いただきました。路線価、あるいはその固定資産税課税標準額、あるいは固定資産税額等、その算定の根拠とされているということについていろいろご答弁があったんですが、これまでのことはともかく、葛城市として統一した基準で土地借上料を算定されてるんでしょうか。また、契約更改時にはその算定基準に応じて土地というのは価格が変動しますから、それに併せて土地借上料などの見直しも統一的にそういう形でやられているのかどうか、これについてお伺いします。

それから3つ目は、公共施設の設置と地元合意の在り方についてに関わる問題であります。とりわけ地域から嫌悪される施設というものが公共施設の中にはあります。迷惑施設という言葉方もされますけれども、例えばクリーンセンターとか火葬場などもそうですね。あるいはし尿の中継タンク等、やっぱりそれを設置するというので、地元も非常に自分たちの環境、あるいはイメージが損なわれるということで、住民の方々、様々な思いをされてると思うんですけれども、これについて葛城市の考え方をお聞きしたいんですけれども、こうした施設の場合は、やはり地元の環境なりイメージが向上するように現物給付でそれらの地域には給付を行うべきではないかと考えるんですが、金銭給付、例えば地元大字にお金を払うのではなくて、例えば具体的にはお隣の御所市の葛城清掃組合があります。これは広域で葛城市も加入しておりますけれども、し尿処理場ですけれども、ここはご存じのとおり、かもきみの湯とか広大な公園を備え付けて、そこへ人が集まると。むしろ人が集まる地域にするということで、そのマイナスイメージを払拭すると。葛城市におきましても、火葬場辺りは公園があり、いろいろ施設があつて大勢の人がそこへ行くということで、地域のそういう忌避される施設について、それを減殺するような現物給付をやっておられるわけですけれども、私はこの金銭給付ではなくて現物給付が基本であろうと思うんですけれども、この葛城市についての考え方、これまではともかくとして葛城市としてどう考えておられるのか、この点について質問します。

増田委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願ひいたします。

ただいま谷原委員の1つ目の質問、団体への補助金交付について答弁させていただきます。葛城市では毎年度、予算編成方針に定めている団体補助金交付に関する方針において一定方針を設け補助金を交付するものとし、各課へ周知しております。その方針の中で、繰越金については、1、目的に沿った事業執行の結果、次年度への繰越金が前年度補助金額を超える場合は補助金はなし、2、目的に沿った事業執行の結果、次年度への繰越金が前年度補助金額以内の場合、補助金額は次年度の予算額マイナス繰越金額となります。最後に3番としましては、目的に沿った事業執行の結果、次年度への繰越金が発生しない場合、次年度の予算額で交付する。

以上のように定めて補助金を交付しております。

増田委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願ひをいたします。

谷原委員の2つ目の土地借上料についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず土地借上料の算定ということでございますけれども、本市が公共の用に供するために土地を借り上げる必要が生じた場合、対象となる土地の借上料の算定に当たりましては、その目的、用途、地目、立地や形状など様々な条件が異なることから、最も合理的な算定方法として、固定資産評価額を参考に算定した金額を下に、双方が協議の上、決定している事案が多いと考えております。しかしながら、その契約が締結された時期や経緯もございまして、必ずしもそうでない事案もございまして。

そして2点目ですけれども、過去はともかくとして、統一した基準で算定しているかというご質問でございます。本市における土地借上料に係る統一した算定基準は定めておりません。

そして3点目なんですけれども、土地借上料の見直しということでございますけれども、契約更改時または契約期間中の一定の期間ごとに双方協議の上、その額を定めるといった規定が契約書中に設けられているものでございます。

以上です。

増田委員長 西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。よろしく願いいたします。

3つ目の質問でございます。葛城市におきましては様々な施設がございます。公共施設を立地するに当たっては、どの施設も行政と地元との話し合いは必要不可欠であると考えております。何度も協議を重ね、地元の皆様の協力を得て事業を行うことができます。施設ごとに条件等も違い、その時々での最善の手法で事業は完了しておるものと考えております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、団体への補助金交付については交付の方針があるということで、繰越金の扱い等、分かりました。これにつきましては、私は一般質問で、かつらぎ花火大会実行委員会への補助金ということで、多額の繰越金がある中で補助金が出ている問題点を取り上げたわけですが、これは間接補助になってるということであって、そういう点でも非常に葛城市がどこまで及ぶのかということになるんですが、実際に葛城市から出てるもので葛城市のほうに実績報告もあるわけですから、これについてはぜひ補助金交付要綱に従って適正な運用を求めたいと思います。そのほかの団体についても統一されてるということですので、そういうことがきちっと行われるように求めたいと思います。これは意見のみとどめておきます。

それから土地借上料についてでありますけれども、統一した算定基準はないということでありました。統一した算定基準がなければ、契約ごとの見直しについても、結局は最終的に地元合意ということで双方との話し合いということになると、非常に恣意的な部分が出てくるのかなというふうに思いました。それを置いてちょっと再質問になるんですけれども、決算の具体的な審査の中にもお伺いしたのが幾つかありますけれども、ため池に土地借上料ということで支払っている事例がございました。このことについてちょっとお聞きするんですが、池の水面、例えばボートを浮かべるとか、あるいは親水公園としてちょっとデッキを設けて張り出すとか、池の水面を利用する、あるいはそこでお魚が獲れるようにする、底地の利用等、そういうふうな場合、あるいは噴水ということもあると思います。噴水を設置して、底地を借りると。そういうことであれば、池を土地借上料として発生するのかなと思うんですけれども、全くそういうものがないものでも池を借上料としてこの費目として上げるというのは、私は費目としては大変不適切ではないかと思うんですけれども、こちら辺の考え方をお願いします。土地借上料じゃなくても、例えば地元に対して管理料が発生することは当然あると思うんですけど、それとはまた別のよう思うので、このため池に土地借上料を支払っているという、その支払い根拠等も含めて費目としてこれは適切なことなのか、ち

よっとお考えをお伺いしたいと思います。

それから3番目のいわゆる嫌悪施設の設置についてですけれども、ご答弁では、双方の話し合いが不可欠で、条件はそれぞれ違うので最善の方法で合意をしているということでありましたから、要は方針はないわけですね。現物支給で本来こういうものについては対応するという市の方針はないと。結局どっちかになるかというのは、話し合いの中で決まるという理解だと思っんです。これについては、ここでもう一度、これは市長がふさわしいのかとは思っんですけれども、私は行政、市政の在り方として、先ほど言いました現物給付でこうした地域の環境を整備し、嫌悪施設の周辺に人が集まれる環境整備するということにお金を使う、現物給付するのが本来の行政の私は在り方だと思っんですけれども、葛城市は現状そうなっていないので、これについて行政の在り方としてどう考えるかというのは、ちょっと市長にはお答え願いたいと思っんです。この3点から、2番目と3番目の再質問をお願いします。

増田委員長 米田部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。よろしく願っいたします。

谷原委員の大きい質問のうちの2つ目の土地借上料についての予算費目の見解というご質問であったかと思っんです。ため池につきましてもは賃貸借契約に基づいた借上げとなっごございますので、まずは13節の使用料及び賃借料であると思っるところでございまして。国の公共施設状況調査作成要領におきましてもは、池、沼は土地に含まれて報告していること、また不動産登記規則におきましても、土地の表示区分として池、沼が定められていることなどから、現状ある細々節費目の中で土地借上料と分類をしていると思っるところでございまして。

しかしながら、谷原委員がおっしゃるご意見につきましてもは、他の自治体の見解も含めまして一度研究のほうをさせていただきたいと思っんです。

以上でございます。

増田委員長 安川部長。

安川都市整備部長 公共施設の立地の考え方についてでございますが、公共施設の配置についてどのようにしていくのかについての計画は、現在のところはございませぬ。

その件については以上でございます。

増田委員長 最後の質問については、過去のそういう契約、地元合意云々のお問いについては、過去の契約についてはこうだと、今後どのように契約をされるのかというふうな質問ですよ。

現の契約に対して云々ということじゃないですよ。市長のほうに答弁いただきますか。

谷原委員 一般論うか、原則論でどうお考えになるかということですよ。

増田委員長 今後のそういう施設の借上げについての。

阿古市長。

阿古市長 もう過去の話はもう過去の行政の中で消化されてる話ですよ、私になって、実は今おっしゃってるような施設の中で、借上料その他は発生してございませぬ。ですよ、新たな検討をこれからするとしたらどういう考え方なのかということやろうと思っんですけれども、私は両方あり得るのかなとは思っっております。と言っますのは、これ葛城市にとって施設がどの程度要るのかというのが大きな問題になってくると思っんです。例えば迷惑施設を新たに造る

ということがあるのかないのか分かりませんが、もし新たな迷惑施設と言われるものを造るに当たって、葛城市にとってほかに有意義な施設が必要なかどうか、これから必要になるのかどうかということが大きな課題になってくるのかなと思います。高度成長期におきましては、どこの自治体も人口増であり、また経済成長しておりましたから、時代の流れとしては、いろんな施設を造る、サービス向上するという事は、ある一定の方向で認知されておりました。しかしながら、葛城市はまだ特別な状況ではございますが、人口減の社会の中で、これから施設の在り方というものは非常に検討されるべきやと思っております。そういったしますと、例えば新たな迷惑施設を造るとして、有意義な施設が必要になるのかどうかというところが大きな問題になってくるのかなと思っております。ですので、それはその時代によってどういうやり方をするのかということは、その時期になって実際に議論を重ねながら、どういう契約に持っていくのかということが必要になってくるのかなと私自身は考えておるところでございます。社会情勢により大きく変化する事象であるのかなということを考えておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 このいわゆる嫌悪される施設の設置の在り方についてでありますけれども、既に今もう契約されてます。過去の分については契約されて、現物給付ではなくて金銭給付をされている施設も、決算でお聞きしたら2か所あるということでもあります。そうすると、これはもう契約してるわけですから、これをどうこういうことではありませんが、契約が切れるということも出てくるわけですね。私自身の考え方としては、やはり原則、行政がこうした施設についてどういう原則で臨むのかというときの考え方として、具体的にいろんな事例はあると思うんですけど、一般的にはやはり地域の環境を改善するための現物給付をやっていくと。地域に人が避けるのではなくて集まるようにインフラを整備するというのがあくまで基本で、これ自治体に毎年多額のお金を出すことが、果たしてその地域の環境改善どのようにされるかというのが見えないんですよ、税の支出でありながら。だから、この点については私は現物給付がいいのではないかなと思っております。これ意見ですから、例えば葛城清掃事務組合もそうです。過去、葛城市のクリーンセンターの場合も、笛堂の体育館、それからプール、インフラ整備もそうです。火葬場なんかについてもそうですけれども、これは旧来の旧當麻町のやり方と旧新庄町のやり方が違ったということもあろうかと思うんですが、葛城市となったわけですから、今後そうした施設の在り方について、やはり考えていっていただけたらなということで問題提起しました。特に私が思うのは、具体的に言うと例えば、當麻地域にクリーンセンターがあると、これ反対運動もありました。やっぱりその地域に対するイメージ、旧當麻町、當麻寺があるところでそういう施設があるということに対して、大変やっぱり苦しい思いをされてる方がいると。例えばそのときに行政としてやるのは、例えば當麻寺の参道、これ無電柱化する。當麻寺周辺をもっと整備していく、もっと人が寄っていく、そういうふうなまちづくりにやっぱり費用を払ってお金も投入していく。だから、これ意外と現物給付で安上がりのような僕は気がするんです。その地域にとっては確かにかなり

高額のお金とはいえ、長期的にその地域の価値を上げるために公共投資をやっていくということから考えたら、かえって僕は安易な感じがするんですよ。だから、今は契約されてるわけですから、これについて私はとやかく言う気はないんですけども、やっぱりまちづくりという観点からすると、こうした施設を設置する場合には、やはり現物給付ということをしては原則としていただきたいという思いを述べまして、総括質疑といたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 これ、質疑というか、今の話し出て、ちょっと気になってしゃべるところはここしかないのでも言わせてもらいます。花火大会の補助金、谷原委員おっしゃることもそうなんですけども、市からの補助金がありまして、花火大会の実行委員の人らが頑張って集めたお金があるわけじゃないですか。ここをしっかりと話合いでルール決めというか、しっかりやってください。というのも、行き違いがあって一生懸命集めておられるお金があって、それで補助金ありました、花火やりました、こんだけ余りました。来年はこんだけ余っているからもう減らしましょうとなったら、この集める行為がもう何か手薄になってきてもあかんと思うんですよ、僕。いろいろ内部の方に聞いてたら、やっぱり苦労されてると思います。そういう諸事情ももちろんあると思うので、どっちか言うたらこの集めたお金の使い道というのももうちょっと連携して考えていただいて、いろいろ保険の話とかっていろいろあると思うので、ここは一概にちょっと谷原委員のおっしゃることも分かる、一概にやってしまったら、やる気という部分というか、もうその意気込みという部分を削るという行為もちょっと、これせっかく、やってまだ短いですし、その辺はちょっと行政の指導をしっかりやっていただきたい。これ質問じゃないんですけども、クリーンセンターの話も今後の話ということで谷原委員おっしゃったんですけど、やっぱりこれ過去の歴史の、かなり苦労されてそういう条件でとどろき着いた、着地したという歴史があると思うんです。だから、谷原委員おっしゃるみたいに関後のことはそれでいいとして、ちょっとその今のクリーンセンターということに関しては、もう過去の方々が一生懸命苦労して着地した結果やと思うので、これはこれでもう致し方ないと僕は思います。ちょっと質疑じゃなくて申し訳ないんですけども。

以上とさせていただきます。

増田委員長 今のお話の中で、これ花火大会に関してを除いて、先ほど説明があった繰越金から除外する項目、削除する項目の中に何かありましたよね、条件。その説明、ちょっとまた補足でしていただけますでしょうか。原則、繰越金がある場合はその分を差っ引いて補助金の減額をするという説明あったんですが、全ての繰越金が対象にならないですよ。そこを説明できますか。自力でためた分については削除する。そこんとこの対象になってるなってないの説明いただいかんと、誤解を招くんじゃないですか。後ほど、後で説明お願いしますね。

ほかに質疑はありませんか。総括質疑。

吉村副委員長。

吉村副委員長 私、総括質問で2つお伺いをいたします。

まず国際交流事業についてなんですが、現在、市の国際交流事業というのは止まっているか

と思うんです。これについてはコロナによるものというふうに向って、それも大きな理由であるというふうに向ってありますが、コロナも落ち着きつつある中で、もう一回、今止まっている国際交流の活性化をやっぱりしていかなきゃいかんというふうに向って思うんですが、これについて市のお考えをお伺いしますというのが、これが1つ目であります。

それからもう一つが、葛城インターチェンジ付近を起点とするまちづくりについてお伺いをしたいんですが、葛城インターチェンジ付近には道の駅かつらぎがあるほか、令和5年度予算でしあわせの森公園も更に整備をされたというふうなことであります。このエリアを葛城市の西の玄関口と考えるならば、少なくともここが車等で、この西の玄関口と考えたら、例えば尺土駅の周辺はもう北の玄関口でもありますし、それらを結ぶ道路というふうなこともあると思うんですが、この葛城インターチェンジを起点として葛城市全体のまちづくりにどのように生かしていこうとお考えなのか、それについてお伺いします。2点。

以上です。

増田委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

まず、吉村副委員長の1つ目の国際交流事業の部分でございます。これまでも答弁しておりますが、葛城市の国際交流の取組といたしましては2つの国際交流を進めております。

1つ目は英語圏で時差の少ないオーストラリア、2つ目は奈良県主催の東アジア地方政府会合でつながりのできた中国山東省臨沂市でございます。どちらも子どもの交流を軸に、どのような事業ができるか検討しておるところです。現在は、奈良県主催の東アジア地方政府会合に参加することを中心に国際交流を進めておるところです。

次に2つ目の葛城インターチェンジを起点とするまちづくりの質問でございますが、令和5年度に実施いたしました奈良県社会教育センターエリアにおける宿泊利用調査では厳しい分析結果になったものの、このエリアにニーズがあれば、宿泊施設の出店に関し検討可能な業者も見受けられます。令和6年度には葛城インターチェンジ周辺地区まちづくりの基本構想を構築し、このエリアににぎわいをつくることで、奈良県の西の玄関口として、市をはじめ奈良県の中南和の活性化につながるものと考えております。

以上です。

増田委員長 安川部長。

安川都市整備部長 しあわせの森公園についてでございます。しあわせの森公園と道の駅かつらぎの連携施策の1つとして、ナイトタイム観光の推進を検討し、夜間観光スポットのランドマークとしてのSNS映えするフットライト等を展望広場及び階段部を中心に設置し、集客力を高めるとともに、誘客の滞在時間の延長を目指すという目的で、ネーミングサイン及びフットライトの設置をしております。ナイトタイム観光としてはこれからではございますが、ライトアップしたKATSURAGIの文字と、そこにつながるフットライトのラインは夜間にも遠方から見る可以看到ことから、葛城市のランドマークとして大きな効果がございます。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず国際交流事業についてですけれども、今し方、英語圏のほうでは、オーストラリア、ストラスフィールド市と交流をするというふうなことであります。2つ目が奈良県主催の山東省の臨沂市のほうですね。市長の施政方針演説にも、国際交流活動の推進や観光インバウンド促進のため、既にアプローチした団体、この2つはもう既にアプローチした団体というふうなことだと思っておりますが、交流を引き続き推進してまいりますというふうなことで、これもぜひともやっていただきたいなと思っております。どうしても国際情勢の変化とかというところで難しい地域もあろうかと思いますが、少なくとも例えばオーストラリアのストラスフィールド市、これについては葛城市には英語堪能で国際交流に力を入れておられる柴田議員もいらっしゃると思いますので、そういったことも協力して、ぜひともこれも本当言うと英語圏もオーストラリアも中国も同じようにやれるというのが理想的であるんですが、もうやれるところからどんどんやっていくというふうにしたらどうかなと思っておりますが、これについても市長にお考えをお伺いしたいなと思っております。

それからあと、葛城インターチェンジを起点とするまちづくりについてということで、今、ナイトタイム観光というふうなことでありまして、ぜひともこれもうまく成功すればいいなというふうに思っておるんですが、例えば、先週の決算委員会で特に言及はしなかったんですが、しあわせの森フットライト等整備事業というのが、補助が出てるとはいえ事業費としては1,980万円かかると。対して、私が少ないと申しました命に関わるなと言うてた交通安全設備整備事業については1,650万円ぐらいなんです。なので、これだけやはり多額のお金をかけているので、やっぱりそれなりの費用対効果といいますか、成果というものを出していかなきゃいかんと思っております。それについての、出せていけるんか、こうやったら出せるというふうを考えているんだというふうなところをお伺いしたいと思っております。

また、先ほど私、北の拠点と言いましたが、尺土駅の整備事業、こちらのほうもなかなか進んでいませんけれども、そちらのほうとのつながりも含めたまちづくりについて、その辺りについても、市長のお考えをお伺いできたらと思っております。

以上です。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 委員の質問は2点ですね。まず国際交流ですね。国際交流は幾度となくお話しさせていただいてるんですけども、1つの遅れている要因というのは、新型コロナウイルス感染症の問題、それともう一つは、もうご自身がおっしゃっていただきましたけども、国際情勢の問題、この2点で、本来でしたらもうあとサインするところまで行ってたんですけども、それを踏みとどまってるというのはそこにありました。ですので、その辺は検証を重ねながら、葛城市にとってどのエリアとどの国と国際交流をするのかということも新たに考えた中で進めていきたいと思っております。葛城市には先ほどご紹介いただきました方もおられますので、いろんな皆さん方のお力を借りながら進めていきたいと思っております。

それとあとは、ナイト観光のあちらの話ですね。総務省の補助金をいただいてやった事業ですね。あちらのほうは、南阪南道路のこの葛城のインターチェンジの開発といいますか、

まちづくりの在り方とリンクをしたものでございます。ですので、観光資源としては新たにしあわせの森公園という新たな芝桜という観光資源ができましたけども、それも含めまして、あそこは非常に景観の、登りますと景観のいいところでございますので、昼だけではなく夜も含めてというような将来的なイメージを持っております。ただ、今でも実はあれ、夜9時までなんですけども、非常に、割合と北、東のほうから見ますと、車で走ってても見えるんですね。階段がずっとLEDの灯で線が出てきて、そして上のほうにはKATSURAGIという小さい文字ですけども白く写ってる、あれというのはやはり観光資源としてはすばらしいものに今でもなってるのかなと思っておりますけども、ただ、あれだけでいくというのは無理があるのかなと感じております。ですので、あの一帯の開発に伴ってどう利用していくのかという議論を重ねていきたいと思っております。その中で、あれだけを実は今、宣伝してないというのは、安全対策も含めてその辺の整理、考え方の整理をもう少しする必要があるのかなというような思いがありますので、あえてその部分だけを取り上げて発信をしていないというのがそこにあります。その辺の整理をしながら、有意義な設備として利用していけるものやと私自身は感じております。

以上でございます。

吉村副委員長 尺土駅と全体のまちづくりについて。

阿古市長 まちづくりね。まちづくり、今、市政フォーラムでいろんなところでお話しさせていただいてます。まちづくりとしては、葛城市はある程度ゾーンのなまちづくりの計画を持っております。山麓地域は山麓地域のゾーンとしての開発の仕方、また工業地域は工業ゾーンとしての開発の仕方、また文教地域は文教地域、住居地域は住居地域、当然、農業というものも含めた中での考え方ではございますが、そのようなゾーン計画を実は持っております。ですので、尺土駅前のゾーンのやはり開発というのは、非常に葛城市にとっては有利であるというところは、もう皆さん方ももうそのとおりにやっておっしゃっていたのは間違いないと思えます。ただ、残念ながら、交渉というのはなかなか難しいものがございますので、時間が経っているというのは事実でございますので、それをいち早く解決したいという思いもありますし、尺土のあのエリアにつきましては、ある種もう一つ大きな開発をするべき地区があると考えております。もう具体的に申しますと、ちょっと情報だけがわーっと流れてしまいますので、あそこの地域としては非常に将来的に有意義なある一種の面積を持ったところがあると考えておりますので、それも含めた中での開発の仕方、整備の仕方をしていく必要があるのかなと思っております。

それと、これはある地域だけおっしゃいましたので、あえて申し上げることになるんですけども、私は葛城市全体としてのゾーン計画は、ある種、市が先行して考えていきますけども、44か大字回っておりますと、やはりもう葛城市でもその大字地域地域によってみんな条件が違ふんです。ですから、山麓地域の大字自治会が抱える問題、それと将来についてのまちづくりの課題、それと将来像の在り方、それと例えば東のほうの工業ゾーンに近いようなエリアの、もしくは商業エリアに近いところ、もしくはその中間住居地域として開発をされる地域、もしくは城下町であるような新庄エリアのような地域、みんなその地域地域に条

件が違います。ですから、葛城市全体の話とその地域地域のまちづくりの話というのが、この地域でやはり議論を重ねながらつくっていくべきものやと私は思っています。葛城市全体の話は市の中でやっていく話やと思うんですけども、その地域の話は各大字ごと、自治会ごとにいろんな会話を重ねながらつくり上げていくものやと思っています。行政が無理やりこんなエリアにしますよという話では決してないと私は考えております。ですので、そのような形のものを目指した実はフォーラムを今、させていただいているということなんです。これから葛城市というのは、どこの地域に行きましても、やはり葛城市が発展してほしい、にぎやかなまちになってほしい、やはり人口も増えてほしい、子どもたちも増えてほしいという思いというのが、どこの地域に行ってもやはり同じ思いを持っていただいております。ただ、その地域の条件によって同じものにはならない、その地域に合った地域づくりをしていく必要がある、それがかなり大変な作業なんですけども、それは地域の皆さん方と行政がキャッチボールをしながらハードルをクリアしていくという作業に入ることやろうと思っております。その地域の人たちがどのような将来に残したい地域として、地区として描かれているのかという、その意思確認をしながら進める作業だと私は感じております。ちょっと話し若干それたかもわかりませんが、まちづくりの考え方としては、市の大きな考え方、それと地域のまちづくりの考え方というのは、そういう考え方を持っておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今、市長からもご答弁いただきまして、まず国際交流事業については、本当に今し方、市長からも言及ありましたけれども、やれるところからある程度のスピード感を持ってやっていただきたいのと、あとそれから市にとってのメリットといたしますか、特に子どもたちの世界を見る目を広げてもらうとか、あるいはこの英語教育に資するとか、そういったメリットはぱっと思いつくわけなんですけど、せつかく手間も暇もかけてやりますので、国際交流については葛城市にとってどういうメリットがあるのか、市民の皆さんにとってどういうメリットがあるのか、しっかり考えてやっていただけたらというふうに思います。

それからあと、今回、葛城インターチェンジを起点とするまちづくりについて伺ったのは、葛城市全体の大きなまちづくりという視点で伺っております。また、尺土駅のことについても、その地域の問題ではなくてこの町全体をどうしていくか、これが行政全体の仕事だというふうに思いますので、このしあわせの森公園ナイトタイム観光については、このフットライトのことについては、まだこれだけではというふうに、先ほど弱い部分もあるというふうに市長もおっしゃいましたけれども、これ以外のエリアの、今後もう少し大きなまちづくりのほう、またこれからも検討してもらいまして、せつかく費用等投じておりますので、これが成果となって表れますように、また引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

増田委員長 今の都市計画の話まで言及されましたけども、先日、議員の皆さん方も、地区計画という新しいその考え方、地域地域の実情に合った計画を立てると。まさしく今、市長がおっし

やられている地域の思い、都市計画に反映するようなそういうふうな言及のお話であったかなというふうに思いますので、非常に今までの都市計画マスタープランの考え方とちょっと切り替える発想のご提案かなというふうに思いました。

ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 これ、僕、決算は次の予算に向けての意見言う場でもあると思ってるので、これ市長か副市長にちょっとお聞かせ願いたいんですけども、もう僕ずっと言うてるから大体皆さん分かってるんですが、SNSなりインターネットの使い方をもっと工夫してほしいと思ってるんです。例えば、葛城市のツイッター、Xですよ、今のやつ見てもらったら分かるんですけど、全部字なんですよ。この前、体育祭やったじゃないですか。あれ、成功したじゃないですか。あんなんとかも載せたらええのと思うんです。あの芝生の上でみんながあんなに走り回って、みんな大笑いして、議会も球送り2位になって団結力見せたじゃないですか。ああいうのも、もっとインターネットとかウェブ上で使う、それからリンクを増やして、この前の相撲のホームページとかにもつなげる。だから、ああいうもんばかりで、ここのつながりが僕はやっぱり薄いと思うんです。だから、これを来年度の予算に向けて誰かその人員を充てるとか、どういう考えでやるとか、こういう考えでやろうと思ってるのかと思っていただいて、例えばユーチューブでもこの前、葛城市とカミタケモータースというユーチューバーがコラボしたの皆さん知ってはいますかね。これも25万回ぐらい回ってるんです。これも、カミタケモータースは葛城市のご依頼でと言ったんですけど、実は違うかったみたいなんですけど、でもこれでも、やっぱりこういうことをすることによって葛城市は25万人の方が見ていただけるんです。芝桜のときも、市長おっしゃったじゃないですか、インスタグラムも100万回ぐらい回ったんでしょう。こういうのを横につなげていく、単体で見たらそれで終わりなんです。それを横につなげるような作業をぜひ市として考えていただきたいと思うんですけども、その辺、今回いろいろ、例えばグラウンドにしてもいろんなことをやっていただいている、決算を経て来年度に向けてそういう取組というのはどうお考えでしょうか。

増田委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの杉本委員のご意見、ありがとうございます。なるほど、委員からはその議会ごととSNSであるとかインターネットのことでご意見頂戴しておりますけれども、私どもといたしましては、職員にもですが、要は私、いつかの議会のとときに答弁をさせていただいたと思うんですけども、やはりカーブミラーが倒れとったらその写真を市民が撮られて送ってきてくれたらすぐ対応できる、そういうふうなシステム、そんなにも構築できたらなど。これは国交省の、この前、都市整備のほうから報告させてもらいましたけども、そういうのが国交省のシステムでもう構築されておいて、それを今、運用させてもらっておりますけども、そういったことも含めまして、やはり市の中で簡単にできるというか、今、委員お述べのSNS、インターネット、ツイッターというものは、もうすぐ発信すればもうすぐもう世界中に広がっていくということなので、そういった媒体はほんま使っていかなければならないと

いうふうに思っておりますし、それはやはり葛城市を今後、日本中また世界中に発信していくいいアイテムなので、それはやっていこうかなというふうに思います。また、来年度の予算に向けての話ですけれども、やっぱりDXという部分もありますので、全てを含めましてそういった発信の仕方を内部でまた検討していきながら、ユーチューブも含めまして来年度の予算に盛り込んでPRできたらなというふうに思っております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひしますとしか言えないんですけど、その単体としての使い方というのも、ちょっとご理解されながら使っていないような気もせんこともないんです。例えば、LINEで情報を流しているのは市の行政の情報、これは分かる、いいと思うんですけども、ツイッター、Xとかやったら、やっぱり行事ごとの結果とかそういうことじゃないですか。ほんで、Instagramやったら、若い人向けに、例えば体育祭やったら体育祭をその場でもう流すとかというふうに、1個1個の考え方をもうちょっと皆さんで、こうやってトップの指示でここ力入れようといったらそこまでお金かからない。人件費はちょっとかかっちゃうか分からない、考え次第やと思うんです。そこまでこ入れする必要もないと思うんですよ。そこから先に、観光から、この前作っていただいた多言語のホームページに誘導する、そこからユーチューブでほかのユーチューバーとかとコラボして広げていくというようなちょっとした工夫でいけると思うので、僕はそう思ってるんですけども、あくまでこれは意見なので、やっていただくかどうかは微妙なんですけども、ぜひせっかくいろんなことやっていただいて、効果も出てる場所もあってすばらしい面もあるし、それを葛城市内だけじゃなくて、例えばこれできるかどうかよく分からないですけど、InstagramなりXなりやったら、葛城市だけに発信することもできるわけじゃないですか。それを近々だけで発信する情報と分けて考えたりしたりしたらいろんな効果があると思う。これお金かかるので、できるかできないか分からないですけど、例えばそういうことをやることによって、観光なりイベントなり何なりかなりというふうにして、全部をまとめて葛城市というのをええ町にしたいなと思います。あくまでこれは来年の予算に向けて僕は提案しているだけなので、また予算で、委員になったら聞かせていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願ひします。

私のほうから、花火大会の補助金について追加で答弁させていただきたいと思ひます。団体補助金交付に関する方針がありまして、補助金額から繰越金を差し引いた額を補助金額とするとなっております。ただし、繰越金のうち市からの補助金以外のお金が含まれている場合は控除するものとなっております。したがいまして、花火大会の協賛金の残額については、この補助金の考え方からは控除するものという考えを持っております。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか、今の説明で。

杉本委員。

杉本委員 市から出してるお金と向こうが持つてるお財布とは別で考えているということですよ。

単純にそうやと思うので、それをもうちょっと整理していただきたいなと思うんです。これって花火大会って、例えば1,000万円かかるとするじゃないですか。そのときも市は出せませんよから始まってわけじゃないですか。ほんで、ここで頑張って集めて、がちゃんとしてやってるということじゃないですか。だから、ここをもうちょっと整理して事情とかを踏まえしっかりやっていただいたら、多分まだ始まったばかりやから協賛金とかも集まりやすいと思うんですけども、これからもっと減っていったときに多分厳しくなると予想してるから、そこを今からがちゃんとするのは厳しいと思うので、ちょっとその辺ちゃんとしっかり整理していただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 今、収益については控除するというお話でしたけれども、葛城市の補助金交付規則のほうには、ちょっと今手元にないですけども、条件を付してその収益的事業については補助金の返還を求めることができるという項目があるんです。だから、単純に控除するというだけでは私はないというふうに考えておるんです。つまり、これは補助団体に対する考え方なんですよ。だから、補助金をなぜ交付するのかということがあると思うので、ちょっとそこは部長の答弁とその規則との整合性がどうなってるのかちょっとよく分かりませんでしたので、どうなってるのかいうことをちょっとお聞きしたいんです。それだったらもう交付要綱の規則の中にある、収益が上がった場合は補助金の返還を求めることができるという項目そのものがそもそもなぜあるのかということになりますので、どうなってるのかということをもう一回お聞きしたいんです。

増田委員長 ちょっと相互理解できてないみたいです。かみ合っていないですね。

谷原委員。

谷原委員 ここで議論する話でも私はないと思いますが、総括質疑だったので、また今後、補助金については今回私もやり始めでしたので、やっぱり葛城市における補助金の考え方の整理ということで、今後、議会で議論できたらと思います。申し訳ないです。

増田委員長 ちなみに、これ長引いて申し訳ない。補助金予算に対して削除した金額って分かりませんか、総額で。これ、まとめてるところないですかね、どっか。ないですよ。分からへんな。ちょっとそういうことで分かりやすいかと思うんです。全体として予算は組んだけど、要領に決めたそういう事情でこだけ減らしてますという説明がいただけたらより分かりやすいと思うので、今後よろしく願いしておきます。来年の成果報告書でそういうのを作ってもうてもええかもわからん。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、令和5年度一般会計決算についての質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

谷原委員。

谷原委員 これが議員間討議になじむかどうかというのはちょっとまた委員長考えていただきたいんですが、決算審査というのは幾つか目的があると思うんですが、議員必携など見ますと、まず1つは法令に従って予算が執行されているかどうか、これを確認する。あとは、予算がちゃんと執行されているか、成果がどうかということを確認して次年度の予算に生かすということでしょうけれども、大前提として法令規則にちゃんとのっとって執行されているかということを確認するということがあると思うんです。今回につきましては、この決算で明らかになったことではありませんけれども、さきの3月定例会におきまして、葛城市における保育料の延長保育料、これにつきまして条例を令和元年に改正したときに延長保育料については取らない規定になってたところで、実は令和元年から令和5年まで毎年取っていたということが明らかになりました。決算についてもずっと認定してきてますから分からなかったわけですけども、この令和5年の段階の決算では、先ほど私質問しましたけれども、やはり条例に反して使用料を取った分が歳入の中に入っているということでありますから、これは違法に徴収したものが入っているということになりますので、議会としては認定ということがこれはどうなのかということなんです。私は認定というのが難しいんじゃないかと個人的には思うんですけども、ここら辺の考え方、皆さんがどう思ってるかというよりは、こういう例は僕よく分からないので、議会事務局あたりにもお聞きしたほうがいいのかもわかりませんが、ちょっと議員間討議になじむかどうか分からないんですけども、やっぱりちゃんと確認しておかないと、議会の議決に当たって、いやもう皆さんの最終的な判断ですということであれば、それに準じていいと思うんですけども。

増田委員長 暫時休憩。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 0時09分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないですか。ないようですので、議員間討議を終結いたします。

ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、認第1号、令和5年度葛城市一般会計決算の認定に反対の立場から討論いたします。

反対の理由は、先ほど来、議論をしてきましたけれども、条例に反して保護者から徴収した延長保育料が、この歳入12款2目負担金の1項民生費負担金2節の児童福祉費負担金保育所保育料の中に収入として計上されているということであります。決算審査におきましては、条例規則に従って歳入歳出が行われてるかどうかを審査するというのが決算審査の目的でありますから、この延長保育料については条例に反して収納されたということでありますから、

決算として不適切な収納があったということについて認定するというものですから、そういうことから含めて、決算の在り方として私はこれは認定せずに、なぜこうしたことが起きたかということについて、きちっともう一回、行政のほうから是正措置を求めるために、この決算不認定にするのがいいと考えております。

平成30年に改正された地方自治法では、この不認定になった場合には、その必要な是正措置について講じた場合は、市長は議会にその旨報告するというようになっておりますから、決算審査の充実という点から見て、こうしたものが発見されたときには、そうした改善を求めるためにも私は不認定にするということがふさわしいというふうに考えております。この件につきましては、議会の中でもどう措置するかということは、令和6年度の第1回定例会、予算審査の中でも厚生文教常任委員会の中でも話してきたところでありますけれども、その際に私がお聞きした、なぜこうした条例に反して毎年5年間にわたって延長保育料が徴収されることになったのかと。それにつきまして私は、これは地方自治法で定められておりますし施行令でも定められているわけですが、調定という作業をきちっとやると。調定という作業は何かというと、条例に立ち返って、その徴収料について対象者、期間等を明示する、そのための作業として条例に立ち返るということがあるわけです。ですから、毎年、延長保育料を記載したパンフレットを作成するときには、使用料を徴収することを納付者に通知するそのパンフレットを作成するときには、もう原則として過去のパンフレットをそのまま引き継いで慣例的にやるのではなくて、やっぱり料金徴収の在り方ですから、負担金徴収の在り方ですから、やっぱり調定という作業をしっかりとやる、それが十分できてなかったんじゃないか、このことについてどうしますか、どうだったんですかということをお聞きしたいんですけれども、その場では回答はございませんでした。

つまりそういうことからして、私は不認定にして、この是正措置、どういうことがあったのか今後どうするのかということについてしっかりと行政のほうで調査もし、再発防止をしていただきたいと思っております。そういう観点から、この決算については認定しないということで討論いたします。

加えて、決算全体について、私は今回、補助金の問題、それから土地借上料の問題、ずっと聞いてまいりました。葛城市は市制20周年ということになっておりますが、やはり合併して20年経ったわけです。その行政の在り方についていま一度見直す時期に来ているのではないかとということで、この補助金の問題、土地借上料等の問題やっております。旧町の行政手法の在り方、過去、将来に向かってどうこれを変えていくのかということ、今後、議会としても大いに議論をしていくところがあるかと思っております。ちなみに今、補助金の問題につきましては、全国でも補助金の見直しということで、多くの地方公共団体で見直しの作業のためにいろんな議論を始めてるようですし、葛城市でもぜひ効率的な財政支出のために、補助金の在り方について今、見直す機会を設けていただきたいと考えております。

以上を理由に反対討論といたします。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

横井委員。

横井委員 私は賛成討論をいたします。古今東西、一事不再理の原則、遡及効の原則、しかも是正措置がされてることに対して遡及効していく、この原則を破るような反対はやはりよろしくないとと思います。簡単に言うと、私は賛成です。行政は正しい行いをやってきた。それは、私どもが審査やってきたのです。監査をやってきたのです。今もこうやってやってきてるのです。正しいことに対して追認してるのです。よろしくをお願いします。賛成です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私も賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

今、反対討論の中に、延長保育料の保育料のことについてございました。ちょっと話が長くなってしまうか分からないですけども、厚生文教常任委員会のほうでもこの話が出てまいりまして、いわゆる令和元年に条例を改正した中に、そこは誤りがあったということでございます。本来取るべきものを取らない、結果として取らないというものであったと、条例がそのようになっていたのが発覚したのが今年の3月でございますので、それを返還しなければならないということになって、この前の別の委員会では、それに対しては市に対して損害を与えたのではないかというようなご意見も出ていたわけでございます。私自身、この話を聞いて、この一連の流れを聞いて非常に心が痛みます。というのは、令和元年の9月に、結果として誤っていた条例改正の議案ですけども、議会でも審議をしてるわけでございます。十分に議会の審議、いわゆるチェック機能というものを働かせて、そこで可決されたものが誤っていたということで、私は議会にも責任というものが、チェック機能、議会でチェックをする、この議会の機能という立場から言うと、先ほど言ったように心苦しいというか、私らにも責任はあろうかというふうに感じておるところでございます。

前置きが長くなったわけでございますけども、今回は、地方自治体というのは現金主義でこういう決算というのをやられます。それが令和5年度に入金になっております。しかし、誤りを見つけたのは令和6年度予算で、その是正として返却をすると、条例に基づくのはこれ当たり前の話でございますので、返却の措置をするということも、もう今年の3月議会で決定もされているということでございますので、そのことについては今後の課題として残りますけども、理事者のほうにも残ります。私は議会にも残ると思います。そういうことも踏まえまして、今後の課題は残りますけども、この件に関しては賛成をさせていただきます。

以上でございます。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 賛成多数であります。よって、認第1号は認定することに決定をいたしました。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。なお、13時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午後0時19分

再 開 午後1時30分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

審議に入る前に訂正箇所ございますので、西川部長より説明をお願いいたします。

西川部長。

西川市民生活部長 失礼いたします。審議に入ってください前に、今回提出させていただいておりました成果報告書に一部誤りがございました。正誤表をお手元のほうに配布をさせていただいております。その正誤表のとおり訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

増田委員長 それでは、訂正のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、認第2号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。よろしくお願いをいたします。

認第2号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。

決算書の173ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額38億9,433万7,000円、歳出総額38億8,289万9,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに1,143万8,000円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細の歳出から説明させていただきます。183ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、786万5,327円の支出でございます。

2目連合会負担金では480万7,218円の支出、3目共同事業負担金では443万5,000円の支出でございます。

2項徴税費、1目賦課徴収費では、252万2,859円の支出でございます。184ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では22億6,279万6,817円の支出、3目一般被保険者療養費では2,581万8,947円、5目審査支払手数料では411万4,430円の支出でございます。

185ページ、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費では、3億5,828万2,943円の支出でございます。

5項出産育児諸費、1目出産育児一時金では、1,129万2,000円の支出でございます。

3款国民健康保険事業費納付金では、11億3,708万7,332円の支出でございます。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では、3,729万1,266円の支出でございます。

す。

2項1目保健事業費では、781万641円の支出でございます。

6款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金では、1,164万5,257円の支出でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金では、470万8,800円の支出でございます。

8款予備費の支出はございませんでした。

続きまして、歳入に移らせていただきます。戻っていただきまして、178ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税では、全体といたしまして6億9,822万6,587円の収入です。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金では、28億6,583万7,553円の収入でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、2億8,043万6,753円の収入でございます。

6款繰越金といたしまして、2,307万4,151円でございます。

7款諸収入では、2,630万7,895円の収入でございます。

8款国庫支出金では、17万9,000円の収入でございます。

最後に190ページをお願いいたします。財産に関する調書として、財政調整基金の決算年度末現在高は3億9,006万1,000円でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 173ページの実質収支額についてに関わって、1つ質問します。実質収支額の場合は、この国保の特別会計におきましては歳入歳出差引額がそのままなってるわけですけども、いわゆる繰越しですよ。実際、繰越金ということになってると思うんですが、これを過去のずっと見ますと、だんだん減ってきていると。それから、実質単年度収支を出してみましても非常に厳しくなってきたと思うんですけども、ちょっと過去の実質収支額の推移、分かりましたらちょっとお願いしたいと思います。実質単年度収支も出てたら、それをお願いしたいと思うんですが、実質単年度収支出てなかったら実質収支で結構ですので、よろしくお願いします。

それから、178ページです。1款1項1目の歳入の一般被保険者国民健康保険税ということでありまして、これは91ページ、成果報告書、先ほど訂正のものが出てまいりましたけれども、1人当たりの調定額が伸び率が3.8%というふうに訂正されました。昨年度よりも調定額が増えているということですけども、その理由、調定額が今、増になっている理由、ちょっと訂正で減が増になったということですけども、その理由があればどういう理由か教えてください。

それから180ページです。7款1項1目のこれも歳入ですけども、一般被保険者の延滞

金ということで900万円余りほど計上されて決算が出ておりますけれども、この延滞者の数、何人ぐらい延滞者数が上っているのか、そしてその主な理由、分かりましたらお願いします。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の、単年度の実質収支が出ておりますので申し上げます。令和元年度からです。令和元年度5,695万6,557円、令和2年度1億951万5,743円、令和3年度2,871万8,342円、令和4年度1,056万5,926円、令和5年度でございますが、令和5年度が9,547円となっております。

2問目の1人当たりの調定額が増えたことの原因ということですが、医療費のほうが増えておまして、それに伴う形で保険税のほうも上がっております。しかしながら被保険者のほうは毎年減ってきておりますので、保険税総額は増えるけれども被保険者数が減ってきているということで、1人当たりとしては3.8%の伸びとなったということでございます。

増田委員長 吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長 収納促進室の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

延滞金の令和5年度国保税の納入者数につきましては、372人となっております。

延滞金の発生する理由、計算方法としましては、納期限からひと月を経過する日までは年2.4%、それ以降は年8.7%の割合で加算されることとなっております。

以上でございます。

谷原委員 延滞の理由が分かれば、滞納の理由ですね。延滞金が発生している理由。

増田委員長 吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長 収納促進室、吉川でございます。

延滞金が発生する理由としましては、主に生活困窮または疾病等により安定した収入を得られず納期内納付が困難となった場合に、先ほど申しました計算方法により加算されることとなっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず、実質収支、実質単年度収支ですけれども、大変減少してきているということです。これが赤字になると、基金を取り崩して県のほうに納めていくということになるので、なぜこういうふうになっているのかというところの分析、収納率もそんなに低くないし、ちゃんと保険料を納めていただいているのに、なぜ、また葛城市は医療給付水準も他市と比べてそう高くありません。市町村別に1人当たりの医療給付水準を見ましても下位のほうにあるわけですから、なぜこんなに財政が厳しくなっているのか私ちょっとよく分からないんですけれども、もし分かれば、非常に年ごとに繰越金、実質収支が減ってきているということについて、理由が分かればお願いします。まだ分析とかできていませんでしたら結構ですけれども、お願いしたいと思います。

それから2つ目ですけれども、1人当たり調定額が高くなっているのは、1つは医療給付

費が上がっていると。つまり医療費が出ていく、保険給付が増えている一方で被保険者数が減少しているからということでありました。これについては了解いたしました。

それから3つ目の質問で、ちょっと延滞者数372人で、生活困窮及び病気による収入が安定しないということが保険料滞納の原因になっているということでありました。ちょっと再質問になりますが、滞納繰越分に係るこの延滞者の督促の取組、これはどんな形で今やられておられるのでしょうか。市税と同じようなことなのかどうかということですが、この督促の取組状況についても伺います。これも、滞納繰越分もだいぶ改善してきておりますので、どういう取組が行われているか伺います。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

実質単年度収支がだんだん少なくなってきたことの理由として考えておりますのは、歳出にございます事業納付金、これが医療費の増加に伴い年々増加してきております。その財源となる保険税や税軽減分の補てん分などの収入も増加しておりますけれども、その収入の増加の割合が納付金の増加の割合を下回っているというところでございます。これが実質単年度収支減少の主な要因であろうと考えております。

増田委員長 吉川室長。

吉川税務課主幹兼収納促進室長 収納促進室、吉川でございます。

滞納繰越分に係るその取組ということですが、基本的には一般会計の市税の収入のところで申し上げたのとほぼ同じ、まずは督促発送後に催告書の発送、その後、個別の自主納付があれば応じますし、納税相談に来ていただければ納税相談を行っております。納税相談時には、まず相手の状況を細かく聞き取りし、その結果により分納の相談に応じる等、行っております。その上、納付に応じない滞納者があれば、収入資産等を調査し、差押えの実施を行っております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。この実質単年度収支が減少しているのは、言ってみればもう保険給付費が追いついてないと。結局、引上げ、保険料が保険給付費に対してやっぱり見合っていないという状況が出てきているということでもありますから、保険料引上げということの大きな要因になるのかなというふうに聞きました。一方で、生活困窮等で滞納される方がいるということですが、市税と違って国民健康保険税の場合は、やっぱり健康保険証、医療に関わるということが権利として発生して、病気の方の社会保障ということで大きな役割を果たしておりますので、この点については丁寧な取組をお願いしたいと思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1点だけお願いします。180ページ、7款1項1目、先ほどと同じ一般被保険者の延滞金に関わるところでありますけれども、保険証の発行について伺います。保険者で保険証を保

管しておられるものがあると思うんですけども、それは納付が十分できてなかったりするということであって預かっておられるということもあろうかと思いますが、納付相談によるものは何件あるのかということについて伺います。その場合の保険適用、預かってるわけですから、納付相談中どういう扱いになって、その期間の保険適用がどうなるのかということについて伺います。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

保険課のほうで保険証をお預かりしておりますのが、毎年6月1日現在で押さえておまして、令和6年度で言いますと40件ございます。これは、納付相談にご来場いただくために保管しているもので、来庁の上、納税相談を受けていただきましたら、3か月ですが短期の保険証をお渡ししております。保険証を持たずに受診されましたら、原則は10割負担となります。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 40件ほど預かりがあったということで、それは納税をされないので納付相談をしていただく。その相談に乗っていただければ、短期保険証を発行して、それで医療機関にかかるということですね。分かりました。

再質問になりますけれども、お子さんの場合、葛城市は18歳までの医療費助成をやっておりますけれども、お子さんの場合の医療機関の受診はどういうふうになっているんでしょうか。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 短期証を交付する世帯に18歳までのお子さんがいらっしゃった場合には、お子さんには1年の保険証をお渡ししております。ほかの世帯の方については3か月の短期証となっております。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 お子さんについては1年間の保険証、証明書みたいなもので受診していただけるようになってるということです。ありがとうございます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、認第2号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定に反対の立場から討

論いたします。

奈良県国民健康保険県単位化によって、葛城市の国民健康保険税は今年度、統一保険水準になりました。これは令和5年の決算でありますから、毎年この国保税が引き上げられていく過程にあるわけですが、当初の計画では、毎年4.5%ずつ引き上げていくということで計画をされておりました。令和4年までは毎年4.5%ずつ葛城市の国民健康保険税が引き上げられてきたわけですが、しかしこの令和5年度につきましては実質7.97%の引上げになっております。これ、なぜこんなに、4.5%と約束してたものがこんなになったかという、先ほど課長からお話があったように、被保険者が激減してきております。これは私もこれまで何度も申し上げたところですが、社会保険の加入基準が週20時間働けば協会けんぽに入れるということで、とりわけ高齢者の方が年金給付も少ないということで、また国保の非常に負担が重たいということで、アルバイト時間を増やして協会けんぽなど社会保険に移っていくと、見通し以上に被保険者が激減してきていると。残った方は働けない方が多いわけですから、そこで保険給付のほうも、医療給付費も増えていくということで、大変、今、国保会計というのは、また更に引き上げなければならないという現状に出てきております。これはもう悪循環でありまして、こういうことをいつまでも続けることはできないので、これは抜本的にこれを改善していくことを、措置を講じなければならないと考えます。これは、市としても県、あるいは国のほうに、ぜひ公費負担をもっとこの国保会計に対して入れるようにぜひ要望していただきたいと。当初は4.5%で値上げするものが、非常に大きく見通しが狂って、もう7.97%も上げるというふうなことになってくるわけですから、1人当たり調定額では3.8%になっておりますけれども、こういう引上げを今後とも続けるということになっていくような制度設計になっているので、これについてはこの決算の根本からやっぱり変えていっていただきたいという思いで、反対の立場で認定に反対したいということでもあります。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

横井委員。

横井委員 私は賛成の立場で言います。ずっと会議、委員会を聞いておまして、私はこれでいいと、多くを語りません。賛成です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私も賛成の立場で討論させていただきます。この国民健康保険というのは、もう長い歴史があって、ちょうど私が生まれた年と同じ年にこの国民健康保険というのが出ています。六十何年ということで、国民健康保険とともに私も歩んできたわけですが、これだけの長い年数の中で環境というものが大きく変わって、もう当初から、10年、20年前から構造的な問題、課題というのが指摘されています。その中で、それを少しでも改善しようと、奈良県も広域化ということを図られたわけです。しかし、それにも増して医療費の高騰、また加入者の減少ということで、課題はこれは葛城市のみならず、もう全国的な課題という

ことで指摘をされているところでございます。しかし、世界に誇るやはり国民健康保険でございますので、今、反対のご意見からもございましたけども、国や県にもしっかりもの申していただいて健康を守っていただく、また一生懸命取り組んでいただく健診等やその支援等にも取り組んでいただきまして、この制度が葛城市にとって大事なもので、引き続き市民のためになることをお願いいたして、賛成討論といたします。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、認第2号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第7号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。よろしくお願いたします。

認第7号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算についてご説明をさせていただきます。

決算書の259ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6億22万2,000円、歳出総額5億9,899万2,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに123万円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。266ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費では、276万2,781円の支出。

2 項徴収費では、145万1,218円の支出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金として、5億9,469万3,572円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では、8万4,200円の支出でございます。

264ページに戻っていただき、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料といたしまして、4億6,214万2,450円の収入でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料として、2万4,100円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金では、1億3,701万6,121円の収入でございます。

4 款繰越金では、94万2,300円。

5 款諸収入では、9万7,000円の収入でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。264ページになります。1款1項2目の後期高齢者医療滞納繰越分普通徴収保険料ということであります。これは127ページに成果報告書のほうにはありますけれども、ここで滞納分ということでも件数も書いておられますけれども、この滞納者へのこの理由及びその督促の取組、これも先ほどと同じですけれども、分かりましたらどうなっているのかお願ひしたいと思ひます。これは広域連合ですので、葛城市の税務課ではなくて、どういう形でこういう督促等行われてきているのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

それから2つ目ですけれども、264ページの1款1項2目2節の滞納繰越分の、これも普通徴収保険料、同じところでありますけれども、この保険証発行、これがどうなっているのかということでお聞きいたします。

それから3つ目ですけれども、266ページの2款1項1目の18節になりますけれども、後期高齢者医療の広域連合負担金ということであります。負担金を支払っているわけですけれども、この後期高齢者医療被保険者の所得階層人数等が分かりましたらお願ひいたします。令和4年の10月から窓口負担が2割ということが導入されました。それまでは1割か3割、現役所得者は3割ですかね、それ以外の方は1割ということだったんですが、令和4年10月から2割ということで、現役者並みの所得ではないけれども一定の所得水準のある人については医療窓口での負担が2割ということが導入されましたから、この窓口負担割合別の人数が分かれば教えていただきたいと思ひます。所得階層が細かくなってなくても結構ですので、1割負担、2割負担、3割負担という方がどういう状況となっているのか教えてください。

以上、3点お願ひします。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。よろしくお願ひいたします。

まず1つ目の滞納者の人数ということですが、令和5年6月1日で43名おられます。

滞納者のその理由でございますけれども、保険料につきましては収入に応じた賦課ということになってはおりますが、被保険者の中ではほかへの支出、例えば借金とかそういった他への支出が多く保険料に回せないなど、生活困窮によるものと思われます。

それから、2問目の証の発行の状況ということですが、3問目の質問とちょっと重複するかと思うんですが、まず世帯の所得区分に応じて自己負担割合は大きく1割、2割、3割の3区分に分かれておまして、1割負担をされる方が4,499人でございます。2割負担になる方が1,084人、現役並みということで3割負担をされる方が378人いらっしゃいます。

以上でございます。

増田委員長 よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。滞納に関する取組、督促というところ、再質問しておきますので、どのような形で滞納者に対する督促が行われているのか、ちょっとお願ひできませんでしよ

うか。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 お願いします。滞納されている方に対しましては、督促状の発付、また文書、訪問などにより納付を促しているところでございます。また、長期の滞納されている方につきましては、短期証の交付と交付時に納付の相談を行い、また令和5年からは金融機関への預貯金照会を行うなど、収納の強化に努めているところでございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっと関連の質問で、先ほどその督促の件については1回目の質問で漏れてたので、今お聞きしたんです。再質問でお願いしたいんですが、この督促作業については保険課でやられているのでしょうか。それとも収納課、税務のほうでやっておられるのか。これだけちょっと確認したいと思います。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 増井です。

後期高齢者医療の保険料ですので、保険料のほうは保険課のほうで管理をしております。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 保険料なので保険課がやっているということでありまして。ちょっと意見だけ言わせていただきますが、担当課のほうでは実情をご存じだろうと思うんですが、要は特別徴収、つまりいわゆる年金から天引きできないほどの低年金の方、低所得の方に対して、普通徴収いう形で納付をされてるわけですね。だから、そこでは非常に生活が困難で、なかなか納入できないという方がいらっしゃるということでありまして。その上また医療費が発生するわけですから、本当に高齢者の方の医療保険については厳しい状況があるかと思っております。短期保険証を発行されて、それで何とか医療ができるということでありましてけれども、ここは私は抜本的な改善がない限り、なかなか今後厳しくなるのかなと思っております。とりわけ、2割負担に新たにられた方が1,084人おられるということで、この方たちは令和4年の9月までは1割負担だったわけですから、結構2割負担になった方が多いんだなということを知りました。これは、もうちょっと今後また窓口負担割合を増やそうという動向になっていますので、この数については注視していきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 では、私は認第7号、令和5年度後期高齢者医療特別会計決算に反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療保険料は、2年に一度の改定の度に引き上げられてまいりました。これ1973年から1983年までの10年間は、いわゆる老人医療費無料ということで国では行ってたわけですけれども、この後期高齢者医療保険制度におきましては、高齢者をそれまでの社会保険加入から引き離して75歳以上の方を全て1つの制度の中に入れるという制度になったわけですが、公費が50%、社会保険料で50%を賄うということが決められておりますので、給付水準が上がるに従って保険料も上がっていくという現状になっています。しかも、50%、50%という割合ですので、この医療給付が増えるに従って、それを社会保険料で賄うために今、医療窓口負担を1割から2割、あるいは2割を3割というふうにこの段階を増やして、更にそこから対象者を更に広げていくという形で、今、国のほうは動こうとしております。しかしこれも、今、国民生活の現状からして大変厳しい状況になっていると思います。私は、抜本的に社会保障という観点から、国のほうの役割をもっと大きくして公費負担を増やさない限り、この後期高齢者医療保険制度で本当に高齢者の医療を本当に守ることはできないと考えます。今、若い世代と高齢者の世代を分けて対立させるような考え方もあろうかと思えますけれども、現実には若い方も高齢者になっていくわけでありまして。しかも、今の日本の少子化というのは、高齢化率が上がりながら少子化になるという大変な少子化なんですね。ですから、若い方の世代が将来、環境が改善するかというと、ますます厳しくなるわけで、今、将来負担のことを考えるならば、抜本的に後期高齢者医療保険というのはやはり公費負担をもっと入れていくべきだと。しかし、本制度は相変わらず公費5割、非加入者の社会保険料で5割というふうにされておりますので、こうした決算を認めるわけにはいきませんので認定に反対いたします。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、認第7号、令和5年度奈良県葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算に賛成の立場で討論させていただきます。

75歳以上の高齢者が安心して医療が受けられるように医療費負担を軽減する制度です。高齢者は病気やけがをしやすく医療費が高額になりがちです。この制度によって、高齢者医療費の負担を抑え健康的な生活を送ることができます。

したがいまして、後期高齢者医療保険特別会計決算には賛成いたします。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 賛成多数であります。よって、認第7号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第5号、令和5年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。よろしくお願いをいたします。

認第5号、令和5年度葛城市霊苑事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をさせていただきます。

決算書237ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,155万2,000円、歳出総額2,073万2,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額はともに82万円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明をさせていただきます。244ページをお願いいたします。

1 款霊苑事業費では、967万4,590円の支出でございます。

2 款諸支出金、1 項基金費、1 目霊苑整備基金費では、1,105万7,267円の支出でございます。

3 款予備費の支出はございません。

戻っていただきまして、242ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項管理料、1 目霊苑管理料として、779万1,300円。

2 項手数料、1 目霊苑手数料として、7,200円。

3 項使用料、1 目霊苑使用料として、477万円の支出でございます。

2 款財産収入といたしまして、10万8,047円。

3 款繰入金といたしまして、807万5,200円。

4 款繰越金として、前年度繰越金79万9,910円でございます。

最後に、245ページをお願いいたします。財産に関する調書で、霊苑整備基金の決算年度末現在高は2億5,769万8,000円でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 2点お伺いをいたします。

まずは歳入のほうの収入未済額、決算書の242ページ、管理料です。未済額が76万8,150円発生しております。この内容と、これについて令和5年度の対応についてお伺いをいたします。

それからあと歳出のほうなんです、決算書244ページの霊苑事業の中の償還金です。22節償還金利子及び割引料償還金、これについては決算報告書の120ページでありまして、毎年聞かれていることではありますが、A区画、B区画、C区画あって、令和5年度についてはA区画が3件償還しました。B区画20件、C区画3件というふうなことでありましたけれど

も、まずA区画、B区画、C区画全てで区画どれぐらいあって、それから償還のこれまでの、令和5年度を含めた累計です。現状、全体としてどれぐらいが今利用していただいているとか埋まっていて、どれぐらいが空いているのかというふうなことについてお答え願いたいと思います。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。よろしくお願いします。

まず滞納金額につきましてですけれども、現年度分で34万9,800円、35件分になります。過年度分で41万8,350円で45件分、合計で76万8,150円の80件、42名分になっております。

督促につきましては、9月、12月、3月に督促状を送付して収納に努めております。

続きまして2つ目なんですけれども、今現在の霊苑の総区画数が1,679区画になっております。使用されている区画が1,252区画です。内訳としましては、A区画163区画、B区画938区画、C区画151区画となっております。

もう一つ、今までの返還の数字につきましては、ちょっと後で報告をさせていただきたいと思います。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 よく分かりました。まず、督促については9月、12月、3月ということで、おおよそ3か月おきぐらいに出して下さってるということです。これについて、出された結果、どれぐらい回収できたのかということについてお聞きできたらと思います。

それからあと、現時点で歳入総額が2,155万2,000円程度、それから歳出総額が2,073万2,000円程度ですので、差引き82万円の令和5年度については黒字決算となってるんですが、昨今の墓じまい等々、社会情勢の変化、利用される方々の変化もありまして、今後の見通しについて現時点ではどのように考えていらっしゃるのか、そのことについてお伺いできたらと思います。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。よろしくお願いします。

滞納の状況なんですけれども、増えたり減ったりというふうな形で、数名の方なんですけれども、ちょっと長期の方もおられるようではございますが、地道に督促をしながら話合いをしていきたいと考えております。

以上です。

増田委員長 西川部長。

西川市民生活部長 今後の霊苑の在り方についてなんですけれども、今、委員述べたとおり、返還も年間20件ほどというのはあるんですけれども、逆にここ何年間で、葛城市にお家をお求めの方であったりとか、そういう人にチラシを配ったりとか、そういうふうにさせていただいております。その中で、若干ではありますが購入の数も増えてきているのかなというようにも思っておりますので、今現在ではもう見晴らしもいい場所ですし、もうちょっとPR等もさせていただきながら、今後も運営のほうを継続して行っていきたいというようには考えております。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 督促についても頑張っていてくださっているということで、引き続きよろしく願
いいたします。

それから、今、西川部長のほうからお答えもありましたけれども、新しく葛城市に越して
来られた方にとっては非常に便利な場所にあるということで、それに対して利用してもら
うようにということで努力をされているということをお聞きしました。また引き続き、いい場
所でもありますし、それから多くの市民の方々にも利用していただけますように、また引き
続き経営のほうを努力していただきますよう、よろしく願います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと関連になるんですけども、令和5年度で区画で実際に購入された人数というか、
それはどうなんでしょうか。ちょっとそれ、教えていただけませんか。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。よろしくお願いします。

令和5年度の新規の購入で、A区画が1件、B区画が6件、C区画が2件となっております。
合計9区画となっております。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 結構です。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 そもそも論の話になるか分からないんですけど、245ページの財産に関する調書なん
ですけど、ここに全然、令和4年度と令和5年度変化ないんですけど、土地の現在高が載っ
てます。これ、1万7,173平方メートル。これは既にもう造成というんですか、霊苑としての
造成が終わっている部分が全てなのか、それとも購入だけしてて、将来の予備的な土地があ
るのか。いわゆる、ちょっとどういう質問していいか分からんけど、まだ何も手つかずのと
ころがどんだけあるのというのを聞きたいわけですけど。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。よろしくお願いします。

霊苑の一部、南東部分でまだ未整備の区画がございます。面積まではちゃんと調べていな
いんですけども、今回、令和5年にその部分の一部を駐車場として整備させていただいたと
いうので、予算に乗せさせていただいております。

以上です。

増田委員長 この1万7,000平方メートルの中には、駐車場も含まれてるということでよろしいな。

石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。

含まれております。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 申し訳ないんですが、先ほどの質問で、新たに9区画、令和5年でということだったんですけど、これ販売してたら収入が葛城市のこの霊苑会計に入るとのことなんですか。つまり、この歳入の中でどこにそれが当たるのかちょっとよく分からないので、見え方として、9区画で販売して歳入としてどこに入るのか、これだけちょっと教えていただけませんかでしょうか。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。

霊苑使用料として477万円、こちらのほうで上がっております。A区画1件27万円、B区画45万円に対して6件で270万円、C区画90万円に対して2件で180万円というふうな数字になっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ということは、使用料というのは、この令和5年度に使用料としてこれだけ入っていることは、過去のもう既に使用されている方には、その使用料としてここには入ってこないという理解でいいんでしょうか。ちょっと今のよく分からなかったのも、だからそれは管理料、ちょっと仕方ですね。それを教えていただけたらと思います。

増田委員長 西川部長。

西川市民生活部長 そもそも霊苑の区画は、販売ということじゃなしに使用する使用料をお納めしていただいております。その中で、毎年こっだけ新たにあった分は使用料として決算書に上げさせていただいて、そこからこっちの基金のほうに繰入れをさせていただいておりますので、決算書としては単年度の金額しか出てこないというのが現状です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 これまで、だから新規ではこういうふうにも今、使用料として出てきますけども、既に利用されてる方の使用料については、もう最初に払ったらもうそれで終わりということでもいいんですね。分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと今のお話し聞いてて、新たに使ってもらう方よりも返ってくる数が多いということですね。単純に、もっといっぱいの人に使ってほしいというのは根本にあると思うんです。でも、チラシが一緒じゃないですか。もうずっとあれ使ってるじゃないですか。あそこにも、葛城市内の住民もしくは本籍がある方となってるんですけども、これいけるかどうか分からないですけど、他市の方とかというのはアナウンスできたりはできないんですかね。やっぱり葛城市内の方限定、もちろん。単純にちょっと疑問ね。何でかといったら、だって今年新たに入ってくる方より返ってくる数が多いんですよ。多分これ去年もそうやったような気がするんです。ということは、何か次、新たに手を打たなあかんような気がするん

です。例えば、チラシ1つにしても何となく分かりにくいんですね。これぐらいの土地のやつがこの値段ですとか、これぐらい土地はこの値段ですとかという、何かちょっと親切心に欠けるような気が、その辺のお答え、単に僕は前向いてやりたいんでお聞きしてます。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。

啓発につきましては、従来より広報、ホームページ、また転入時にごみカレンダーを環境課のほうに取りに来ていただいたときに、環境課の窓口で霊苑のチラシで当然説明もさせていただいております。

以上です。

増田委員長 西川部長。

西川市民生活部長 今、委員おっしゃっていただいているように、チラシというのはもうちょっと前から使っておりますので、もうちょっとまた改善もさせていただいてPRできたらなというようには思っております。

もう一つの、今までからも枠を緩めていこうという議論はさせていただいておるんですけども、まずは今のところは市内の方というところに限定した霊苑の運営ということで今のところは考えております。将来的にはちょっと検討する余地はあるのかなと思いますけども、今現在のところではそういうふうな考えでございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 これもよろしくお願ひしますとしか言えないです。場所もいいですし、前の山麓公園も遊具新しなって、環境的にはぱっちりじゃないですか。他市の方でも、そういう募集をかけたら来られるような気もせんこともないので、ちょっと今、議題には上がってるとおっしゃってたので、何か壁があるのかなと思ったけど、その辺ちょっともう一回再考していただいて、あとチラシのほうも説明をさせていただいていると思うんですけども、ちょっと分かりにくいって感じなので、お願ひしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 昔は抽せんするほど並ばはった時代があつて、だんだんと、今となればもう出ていく人が多いとなつてんねんけども、ちょっとここで規定を聞くという、今の話がええ話やなと思つてるんですけど、住所は今現在ここにある人しか申し込めないんですか。例えば、ここで生まれて40年、50年お世話になられたけど、やっぱり会社の転勤とかなんかで出ていくときがあるじゃないですか、住所を移して。そういう人なんかは申込みできないというような条件になつてるわけですか。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。

今、例規のほうの規定では、葛城市に住所を有する方または本籍地を有する方というふうな規定になっております。

増田委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ということは、ここで葛城市がふるさとということで、本籍があれば、今先ほど申し上げたように何らかの形で、住民票がどこにあっても申込みは可能という考え方でいいわけですね。お答えください。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 先ほどと重なるんですけど、本籍地が葛城市にあればということでお受けさせていただいております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 度々ですいませんが、これ償還ですけども、理由というのはここ数年どうなっているのかちょっとお聞きしたいんです。

増田委員長 どのぐらいのペースですか。令和元年ぐらいから……。

谷原委員 今つかんでる範囲で、主な償還理由。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。

返還理由ということでいろいろあるんですけども、一番多いのはやっぱり墓守がいなくなった、別の墓を購入、遠方に転出された等となっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 跡取りの方とか墓守の方がいなくなって返還というのはもうやむを得ないことだろうと思うんですけども、こういう方がちょっと今、増えてきているというふうなところはあろうかと思しますので、今後どういうふうに墓地を考えていくかというのは、また検討が要るかなと思いました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっともう一回整理させていただきたいんですけど、住民票または本籍ですよね。住民票がある方も申し込めるんでしょう。ということは、僕ちょっとまあまあ破綻してんなと思ってるのは、その例えばハイツお借りして住民票がある方も申し込めるわけですよ。ということは、昔ほどここにずっと住んでるから葛城市の方ということじゃないと思ってるんですよ、今、葛城市に住まれてる方って。だから、この条件であると、別に他市に募集してもいいんじゃないのって思いで聞かせてもらったんですけど、場所もいいですし、人気出そうやなと思ったんですけど、この条件やったらそういうことですね。住民票または本籍どっちかがあれば申し込めるということですよ。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 募集をかけるというのはなかなか難しいとは思んですけども、問合せ等がありましたらそのように対応させていただこうと考えております。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ホームページとチラシに載ってるんですよ。これPRもへったくれも、載っちゃってるじゃないですか。別にこっちから言いに行ってるわけじゃなくて、ここに載ってるので、これ住民票または本籍ということは、実はもっと幅広く取れるんじゃないのと思ってるんです。その理解でいいですかね。

増田委員長 石橋課長。

石橋環境課長 すいません。おっしゃるとおりでございます。
以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 最後に、前向きにほんならぜひPRしていただいて、他市の方でも借りれるようにできると思うので、お願いしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第3号、令和5年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第3号、令和5年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、決算書の193ページをお願いいたします。介護保険事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額32億8,643万4,000円、歳出総額32億3,798万4,000円、歳入歳出差引額、実質収支とも4,845万円でございます。

次に、197ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

収入総額3,006万3,000円、歳出総額3,006万3,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに0でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書よりご説明を申し上げます。208ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費では、717万5,980円の支出。

2 項徴収費では、154万6,770円の支出。

3 項介護認定審査会費では、3,425万9,526円の支出でございます。

続きまして、209ページ、2 款保険給付費、1 項給付諸費、1 目介護サービス等諸費では、備考欄の内訳のとおり、合計26億2,423万4,657円の支出、2 目介護予防サービス等諸費では、同じく備考欄の内訳どおり、合計9,297万9,270円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、210ページ、2 項その他諸費では、330万8,510円の支出。

3 項高額介護サービス等費では、8,166万905円の支出。

4 項特定入所者介護サービス等費では、9,114万1,390円の支出でございます。

次に、3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援事業サービス事業費では、7,078万24円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、212ページ、2 項一般介護予防事業費では2,611万3,853円の支出でございます。

続きまして、213ページ、3 項包括的支援事業・任意事業費では、3,170万4,832円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、216ページ、4 款基金積立金、1 項基金費では、7,195万4,135円の支出でございます。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では、1 億112万4,270円の支出。

217ページ、6 款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額36億8,129万1,000円に対しまして、支出済額32億3,798万4,124円、不用額4 億4,330万6,876円でございます。

次に、戻っていただきまして202ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料では、7 億3,697万5,340円の収入。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料では、3 万1,150円の収入。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金では、5 億3,136万5,146円の収入。

2 項国庫補助金、1 億4,261万5,600円の収入でございます。

続きまして、203ページ、4 款1 項支払基金交付金では、8 億532万529円の収入。

ページをめくっていただきまして、204ページ、5 款県支出金、1 項県負担金では4 億1,085万9,185円の収入。

2 項県補助金では、2,004万8,574円の収入でございます。

続きまして、205ページ、6 款財産収入、1 項財産運用収入では、9 万2,636円の収入。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金では、4 億7,042万8,158円の収入。

2項基金繰入金の収入はございません。

ページめくっていただきまして、206ページ、8款1項繰越金では、1億6,819万7,380円の収入。

9款諸収入では、50万761円の収入でございます。

歳入合計、予算現額36億8,129万1,000円に対しまして、調定額33億370万6,080円、収入済額32億8,643万4,459円、不納欠損額316万830円、収入未済額1,411万791円でございます。

続きまして、218ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1、基金（1）介護給付費準備金では、前年度末現在高3億6,217万6,000円、決算年度中の増減高7,195万4,000円の増で、決算年度末現在高は4億3,413万円でございます。

次に、220ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、151万6,210円の支出でございます。

2款サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費では、2,854万6,803円の支出でございます。

次に、221ページ、3款諸支出金及び4款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額3,380万円に対しまして、支出済額3,006万3,013円、不用額373万6,987円でございます。

戻っていただきまして、219ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳入でございます。

1款サービス収入、1項1目介護予防サービス費収入では、1,882万661円の収入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、1,124万2,352円の収入でございます。

3款諸収入、1項1目雑入はございませんでした。

介護サービス事業勘定の歳入合計、予算現額3,380万円に対しまして、調定額、収入済額とも3,006万3,013円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査よろしくをお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明を願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。196ページ、これがふさわしいのかどうかあれなんです、ちょっと大きなところでお伺いしたいと思います。3款の1項になります地域支援事業費の中の1項介護予防・生活支援サービス事業ということで、予算が9,700万円余りで支出済額が7,000万円余りと、不用額が2,600万円余りということで、不用額で大体27%ぐらいの大きな不用額が出ております。この不用額の主な理由、事業によってたくさん、これちょっと大きいところで聞いてますので、この事業で大きな不用額が出たということであれば、その理由も含めてお願いしたいと思います。

同様の質問ですけど、その下の3款地域支援事業費の3項包括支援事業・任意事業費ということで、これ予算額が5,000万円余りで支出済額が3,100万円余り、これは1,900万円余り

の不用額が出てますけども、これももう37%程度の大きな不用額になっているので、これなぜこうした、主にどういう事業でこれだけの不用額が出たのか、その理由を説明をお願いしたいと思います。

それからあと、これは202ページ、事項別説明のほうになりますけども、202ページの1款1項1目の3節滞納繰越分の保険料ということで、備考欄にあります152万5,000円ということですが、この滞納者数及びそのうち窓口で相談して計画的に納付されてる方の数がそのうちどれぐらいあるかお聞きしたいと思います。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川と申します。よろしく申し上げます。

まず1つ目の介護予防・生活支援サービス事業費の不用額の理由についてなんですけど、主な不用額の要因として2つありまして、1つ目は介護予防・生活支援サービス負担金です。こちらは、事業対象者が要支援認定を受けた人が利用できる訪問型、通所型サービスです。予算額7,500万円に対し、執行額は5,202万5,023円となりました。

2つ目が介護予防ケアマネジメント負担金ですが、こちらはケアプラン作成料となります。予算額894万9,000円に対し、執行額は688万9,033円となりました。理由としては同じような理由になってくるんですけど、当初想定していたよりも要支援者の認定者が少なくなり、サービスの利用が減少したためです。なぜ要支援者が減ったということなんですけど、要介護状態になった方が多いのと、新規の要支援の認定者の方が少なかったという理由でございませう。新規の要支援者の認定が少なかったということはこれは想定かなと思うんですけど、介護予防事業がうまくいってるのかなというのも想定されるかなと思います。

2つ目の質問です。包括的支援事業・任意事業の不用額の理由についてです。

主な不用額の要因として2つありまして、委託料の不用額498万8,592円です。内容としましては、食の自立支援・栄養改善事業委託料の予算額688万円に対し執行額413万3,160円と、緊急通報体制整備事業委託料の予算額509万9,000円に対し執行額384万890円です。理由としましては、新規申請者は同じような推移なんですけど、減っている件数が多いため利用者が減少しており、不用額も多く出ております。

2つ目なんですけど、扶助費の不用額1,038万2,984円です。内容としましては、家族介護用品支給事業が予算額に対し執行額267万2,016円、成年後見利用支援事業は予算額619万2,000円に対し執行額74万4,000円となりました。理由としましては、家族介護用品支給事業は、令和3年度より支給要件を要介護4・5で市民税非課税世帯に限定したことにより、対象者が減少したことで不用額は大きくなってきておりますが、令和6年度より支給要件を要介護度3以上で所得要件を撤廃したことにより、令和5年度末で対象者が88名だったことに対し、令和6年7月末時点で147名に対象者が増加しております。また、成年後見利用支援事業は、後見人等報酬扶助を在宅と合わせて22名程度を見込んでおりましたが、令和5年度におきましては3名の助成となりました。こちらも令和6年度には後見人等報酬扶助は市長申立てに限る制限はなくなりましたので、増加の傾向はあるかと思っております。

以上となります。

増田委員長 田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

滞納繰越でございます。滞納者の数は、令和5年度分で108人、それ以前の年度分で40人、合計148人になります。そのうち令和5年度中に、窓口、電話で相談、計画的な納付、一括送付等で納付された方は52人です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 不用額のことで今、お話がありました。最初の介護予防・生活支援サービス事業費のほうでは、1つは新規に要支援の方の数が減ったと。これは予防効果が出たんだらうということをおっしゃる一方で、要介護者が増えたというふうにおっしゃったように思ったんですけど、聞き間違いかなと思ったんですけど、要介護者が増えてたら予防のほうがどうなのかなと思ったので、ちょっと今、答弁の中身を聞いて、ちょっと説明をもうちょっと詳しくしていただきたらと思います。不用額の中で負担金、ケアマネージャーへのプラン作成のほうで、実際には要支援の対象者の方が減ったからということ、これは介護予防のほうの効果があったとして、不用額としては妥当なところかなということだと思います。

次の包括的支援事業・任意事業費のほうなんですけれども、これについて、これはちょっと幾つかお聞きしたいと思うんですけれども、成年後見人のお話が出ました。これは言ってみれば市長裁定でこれは付けなければいけないということで、身寄りのない方で、これはもう市長が判断して成年後見人というふうにした場合のみの予算付けだったけれども、それが当初見込みよりかなり低かったということなんです、ここら辺の見込み、どう立てておられるのか。それから、これが外れるから来年度増えるんじゃないかとおっしゃったんですけども、実態として今、葛城市内で成年後見人制度の利用を必要とされる方がどれぐらいおられるというふうに判断しておられるのか。でないと、これ来年度予算についても同様のことが出てまいりますので、ちょっとそこら辺がどういうふう把握されているのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、まだほかにもありますけれども、その2つでちょっと絞っておきますので、よろしくお願いいたします。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川です。

最初の質問なんですけど、要介護者の方が増えているということなんですけど、団塊の世代が70を超えられて、要支援じゃなくて要介護のほうへ移られる割合のほうが高くなっているという傾向があるのかなという想定はしております。

あと2つ目の質問で、市長申立てに今は限ってなのに、どういう見込みで立てたということなんですけど、成年後見の申立てというのは年間何件あるとかいう見込みというのはなかなか立てれない。どういう方がその対象になるのか、相談が舞い込んでくるか分からないというので、ある程度幅を持っておかないと申立てというのはなかなか厳しくなってくるんじゃないかなと思って、ちょっと多いかもしれないですけど、このような人数で想定させ

てもらっています。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。要介護者が多くなっているというのは、団塊の世代の方で要支援から要介護に移っている方が増えているということですね。これもできるだけ、要介護に移らないようにということが非常に大事な予防ということだろうと思うんですけど、人数として絶対数が多いということだろうと思います。引き続きよろしくをお願いします。

それから、成年後見人制度については、実態としてはなかなか把握ができないということですよ。だから、粹取りとして、いざということがあるので多めに取っただけということと理解しました。分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 続いてお伺いいたします。

増田委員長 幾つですか。3つですか、4つですか。

谷原委員 あと6つあります。

増田委員長 3回、2回ね。

谷原委員 3回、2回で。そんなに複雑なことでもないと思いますので簡単に行きますが、210ページ、3款1項1目12節です。通所型介護予防事業の委託料として300万円程度あります。成果報告書の104ページですけれども、ここに通所型介護予防事業の委託料ということでここに幾つか書いてあるんですが、この委託先とこの事業内容についてお聞きできたらと思っております。通所型の介護予防事業の委託先及び事業内容、通所型サービスということで2つほどあるんですけど、これちょっとどういうものかいうことを教えていただけたらと思います。

それから、212ページの3款2項1目の12節、同じくいきいきヘルス事業委託料ということであります。これも同じく104ページのところにありますけれども、成果報告書、これも委託先及び事業内容等、説明していただけたらと思います。

それから、214ページの3款3項2目の12節ですけれども、任意事業、その他事業のところにあります、先ほどもちょっと出てまいりましたけれども、食の自立支援事業ということで、これも106ページになりますか、その他事業のところに食の自立支援事業ということで、対象人数及び年間総配食数と書いてありますけれども、これの中身、それについてちょっと説明をお願いします。

以上、3点お願いします。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川です。

まず1つ目の通所型介護予防事業委託料の委託先及び事業内容なんですけど、委託先は運動プログラムは介護老人保健施設ぬくもり葛城と、もう一つ介護老人保健施設葛城の2か所で行っていただいております。認知症機能低下予防プログラムは鴻池会にお願いしております。

す。事業の内容なんですけど、令和5年度は通所型介護予防事業は短期集中型サービスとして、運動機能向上プログラムの教室12回2クールを、市内の介護老人保健施設2か所で行いました。また、認知症機能低下予防プログラムの教室を、12回掛ける3クールを鴻池会において行いました。なお、認知症低下予防教室におきましてはモデル的に実施しましたが、費用対効果を考えて令和6年度は実施しておりません。この事業の代替として、認知症予防教室や通所型サービスに認知症予防プログラムを入れ込んでもらいたい対応していきたくて思っております。

あと、2つ目のいきいきヘルス事業委託料の委託先及び事業内容なんですけど、いきいきヘルス事業につきましては、委託先は葛城市社会福祉協議会です。事業内容といたしましては主に4つあって、1つ目が介護予防に関する講義と実習、2つ目がアクティビティーケアの体験、こちらは作業療法士に講師として外部から来てもらっております。3つ目は地域の支え合い活動についての講話、4つ目が参加者同士の交流、入浴とかパターゴルフ、コロッケ配布したりしております。令和5年度は、参加地域にお聞きし、ゆうあいステーションに来所いただく形か、地域の公民館で行う形かを選んでいただいて実施となっております。なお、ゆうあいステーションに来所の場合は送迎付きの事業となっております。参加地区は33か所で、参加者人数は669名となっております。

3つ目の食の自立支援事業の事業内容なんですけど、事業内容としましては食事の調達、調理が困難な在宅の65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯で、アセスメントにより栄養改善が必要な方や心身の機能低下がある方を対象に、平日の昼食について安否確認を行い、委託業者により配食する事業です。委託料は、令和5年度までは1食につき430円で、自己負担は370円となっております。

以上となります。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。単純に聞きましたのは、通所型介護予防事業におきまして、25人で156万8,000円何がし、あるいは8人で149万9,000円と、1人当たりになると非常に金額が6万円とか18万円とかになってしまったので、中身がどうかということですけども、お聞きすると12回を2クールとか、12から3クールとか、かなり回数をやられてこの金額いうことで了解いたしました。

いきいきヘルスについても多様な方が行っておられて、これは選択式で地域でもできるということで、33か大字ということですか、やられているということで了解いたしました。

それから食の自立支援事業についてですが、これはちょっと再質問したいと思うんですが、65歳以上の単身の方また高齢者の方で、アセスメントを通じて栄養改善等が必要であろうという方に対してこうした事業をやっているということですけども、結構多くの方が利用されているんだなと思ったんですが、74名の方が年間9,612食ということですから、かなりの数だと思うんですが、この対象者の選定アセスメントとおっしゃったんですけど、これはご本人の申出で、そして審査を受けてこういう形になるのか、あるいは何らかの介護保険関係でケアマネの方とかのあれで、例えば要介護認定とかがある中で、この方にはというふうな形で

なってるのか、どういう方がこういうふうな対象になってるのか、ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川です。

申請の方法なんですけど、本人からもありますし、家族からもありますし、相談が多いのはケアマネからもありますので、その申請上がった時点でうちの職員がアセスメント、本当にその食事の栄養改善とかが必要なのか、配達が必要なのかというのを見極めさせてもらって受給いただいている形です。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 214ページですけれど、また同じこの任意事業のところになります。3款3項2目の任意事業、その他事業、12節なんですけれども、先ほどもちょっと不用額のところで出てまいりましたが、この緊急通報体制整備事業ということなんですけれども、この事業内容について伺いたします。それがちょっと当初の見込みよりもかなり減ったということで、新規の人が少なくて、これまで受けた人の退会が多いというふうなことで減ってるというふうなことで不用額が多くなったということなんですけれども、この事業内容及びその現状どうなっているかお聞かせ願えませんでしょうか。

それから、同じく任意事業ですけれども、これも先ほど出ました成年後見制度利用の事業について、要は市長による申立て以外でも行けるようになるということをおっしゃったんですけれども、これは葛城市として積極的にこの部分をされようとするのかどうか、これちょっとお聞きしたいんです。来年度予算にも関わることになると思うので、この任意の場合、任意の成年後見制度利用についての補助金ということだろうと思いますけれども、そのことについてちょっとお考えをお聞かせ願えたらと思います。

同様に、これも任意事業なんですけども、その他事業で、地域包括支援課のところへ854万4,000円となってる事業があるんですけれども、214ページの任意事業の中のどの事業か、すいません、ちょっと見失いましたので、質問がちょっと、地域包括支援、12節委託料で…

増田委員長 内容分かってたらわざわざ聞かんと、もう自分で説明してくれはったら。

谷原委員 これですね。ごめんなさい。ちょっとページ数勘違いしてました。215ページですね。215ページの任意事業の中の生活支援体制整備事業のところですか、その中に委託料、生活支援体制整備事業委託料とあるんですけれども、この中身、どういう事業内容なのかということについて、対象人数等教えていただけたらと思います。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川です。

緊急通報整備体制の事業内容なんですけど、65歳以上の単身世帯かつ見守りが必要な方や高齢者のみの世帯で双方とも虚弱な方が安心して日常生活が送れるよう、緊急時もしくは体

調に不安を生じたとき、機械本体もしくはペンダントを押すことによって、緊急通報装置を通じて医療の専門知識を有する委託先のオペレーターにつながるシステムです。利用に関しては、近所にお住まいの方及び緊急時連絡先の登録が必要となります。

2つ目の成年後見制度利用支援事業、事業内容は先ほど申したとおりなんですけど、積極的にこれを活用していくのかということなんですけど、相談内容によって後見人が必要と認められれば、やっぱり積極的に利用していく必要があるのかなとは思っております。

3つ目の質問の生活支援整備体制事業の事業内容、対象人数なんですけど、事業内容なんですけど、葛城市社会福祉協議会に委託しており、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、協議会の開催、その他活動を通じて多様な主体に働きかけることにより、生活支援介護予防サービスの充実とともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的としており、委託料の主な内容なんですけど、生活支援コーディネーターの2人の人件費が主な内容となります。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっと最後のところで再質問なんですけど、お二人の人件費と生活支援コーディネーターの人件費のことなんですけども、実際にこの対象者、支援コーディネーターに介入してもらっているその方たちが対象としてサービスを行っているこの対象世帯というのはどれぐらいになってるんでしょうか。つまり、それに対してコーディネーターがいらっしゃると思うんですけれども、それについてちょっとお伺いいたします。

それから、最初の緊急通報体制整備事業ですけれども、これは通報先、要は近所の人にそういう方を何人か付けないと、これ申請できませんよね。その条件が今どうなっているのか。ちょっとこれがなかなか見つからないとか、苦勞してるということで取れないというふうなことも聞きますので、どんどんどんどん新規の方が減ってくるのであれば、もうちょっと要件を緩めることはできないのかなというふうな思いもありますので、これがどういう状況なのかということについてももう一回お聞きしたいのと、その対象者の家に、まごころ弁当、ふたば会の方がやっておられるまごころ弁当をこの方たちが対象としていただくことができると、月1回ですか。だから、その対象者の中でどれぐらいの方がこのまごころ弁当を申し込んでおられるのか、これについて再質問させていただきます。

増田委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川です。

まず緊急通報装置の協力員の要件なんですけど、基本的には3名必要なんですけど、今なかなかこういう社会事情というか環境ということもありまして、最低2名ということでもらっています。緊急時に駆けつけてくれる人がやっぱり必要となるので、一応はこの最低2名というのをお願いしているところです。

まごころ弁当の件なんですけど、5年度末170名、緊急通報を付けてはって、弁当の希望者数なんですけど、94名となっております。

あと、生活支援整備体制の対象者なんですけど、対象という概念があまりなくて、もう高

齢者全市民を対象として、その中で地域づくりが必要と認められれば、そこへ行かせてもらって地域づくりのお手伝いをさせてもらうという事業となります。

以上です。

増田委員長 1つ事例紹介してください。分かりにくいので。

西川地域包括支援課長 一番今、多分、皆さん関心事多いのは、緊急の安心キット配布かなと思うんですけど、大字へ出向いて、地域づくりの必要性を講義させてもらってから、この安心キットを配らせてもらって、これからの近所付き合い大切にしていきましょうねという話をしてもらうというのが、1つ代表的な具体例かなと思います。

以上です。

増田委員長 よろしいか。

谷原委員。

谷原委員 最後のこの生活支援コーディネーターについては、お二人で854万円ほど予算計上しているわけです。事業実績としてもうちちょっと分かりやすいいうか、それだけのことをやってますというふうなことを、成果報告書を来年度でもいいですからお示し願いたいんですね。どんなことをやっておられるかちょっと見えないので、よろしくをお願いします。

それから、まごころ弁当、これについては必ずしも緊急通報装置を付けられている方でも、全員が全員でもないし、かなり半分ぐらいなんですかね、ちょっと意外な感じがしたので、2名になったということも含めて、緊急通報装置のほうも数が減ってるということやから、ぜひいろいろと周知をしていただいて、地域にもご協力をいただかなあかんことだと思うんです。だから、できるだけ地域で、先ほどあった生活支援コーディネーターの生活安心キットですか、これも同じような取組だと思うんですけど、ぜひ地域で受入れをつくっていただいて、2名の方が地域の中で出るような、これこそ生活支援コーディネーターのお仕事でもあろうかと思うので、ぜひそういう普及を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、成年後見人制度につきましては、実際、私も何人かそれを受けた方を知ってるんですが、要はその任意後見ということですね。でも、なかなかこれ正確に理解していただかないと、要は財産の管理等だけですので、何か自分のあと何かいろいろなことを面倒見てくれるわけでもないですし、頼んだことによって、親族あるいは親戚のあたりでいろいろと逆にトラブルが起きたり、ほんで一度付けてしまうとこれは外れないですよ。家庭裁判所か何かの認定が必要だから、もう付けてしまうと外れないということで、それでなかなか苦労されてトラブルになったりしていることもあるので、成年後見人制度についてのパンフレットとか置いておられるし、必要な方はこれは市長の申立てもありますから、そういう必要な方はもうそれでいいんですけども、そうでない任意については、何かもうちょっと市として何か正確な情報提供なり、積極的に進めるということだけではない何か丁寧な取組をお願ひしたいと思います。

以上です。

増田委員長 成年後見人を付ける必要な方の条件とかというのをございますか。例えば、認知によって自己判断のできない人とか、何かそういう基準があるんですかね。

西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川です。

今おっしゃったように、その方の判断能力が鈍れば、後見人も3つありまして、補佐人とか、補助、後見相当とありますので、その段階はもう家庭裁判所のほうで判断することになりますので、うちはもう相談を聞いた時点で申請を受け付けて、それが必要と認めれば、その家庭裁判所のほうへ申立て手続を行うという手順で行っております。

以上です。

増田委員長 ということは、その基準、自分でそういう財産管理のできないというのが1つの基準やということによろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 認第3号、令和5年度葛城市介護保険特別会計決算認定に反対の立場から討論いたします。

毎回、私は予算、決算で、この制度そのものの在り方について常に発言してるわけですが、介護保険制度につきましても普通徴収の方ですよ。非常に所得の低い方、これは所得が低いから普通徴収になって、それで払えないという方が出てまいります。介護保険の場合は、先ほどありました滞納して計画的に払ったとしても、やっぱり滞納があれば介護保険料は10割ということで、なかなか非常に厳しい制度であります、国民健康保険制度と違って。だから、この制度の在り方について、本当に真に国民が介護保険として安心できる制度になることを望んでおります。そのためには、何度も言いますように、やっぱり国の国費の補助制度の在り方、改善を求めたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに討論ありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、認第3号、介護保険特別会計に賛成の立場で討論させていただきます。

高齢化が進む中で、介護が必要な方は増えております。介護保険特別会計はその費用を社会全体で負担し、誰もが安心して介護を受けられるようにするための制度です。介護サービスの利用者負担を減らし、質の高い介護を提供するためにこの制度は必要不可欠です。

したがって、認第3号、令和5年度介護保険特別会計に賛成をいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、認第3号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第6号、令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第6号、令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明を申し上げます。

決算書249ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,588万7,000円、歳出総額1,588万7,000円でございます。歳入歳出差引額実質収支ともに0でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書よりご説明申し上げます。

255ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では、947万7,897円の支出。

2項審査会費、1目介護認定審査会費では、審査会委員の報酬等523万2,000円の支出でございます。2目市町村審査会費では、64万4,816円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、256ページ、歳出合計、予算現額1,850万円に対しまして、支出済額1,588万7,120円、不用額261万2,880円でございます。

戻っていただきまして、254ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では685万5,866円の収入、2目市町村審査会共同設置負担金では31万4,025円の収入でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では838万6,438円の収入、2目一般会計繰入金では33万791円の収入でございます。

歳入合計、予算現額1,850万円に対しまして、調定額、収入済額とも1,588万7,120円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査よろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第4号、令和5年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

勝眞部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、認第4号、令和5年度葛城市学校給食特別会計決算につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出決算書225ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億5,360万5,000円、歳出総額4億5,334万1,000円、歳入歳出差引額は26万4,000円、実質収支額は同額の26万4,000円でございます。

次に、歳入歳出事項別明細書により、ご説明申し上げます。

232ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費の歳出総額は、2,697万6,646円でございます。2目学校給食管理費では、歳出総額が4億2,636万4,600円でございます。

歳出合計といたしましては、4億5,334万1,246円でございます。

次に、230ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款分担金及び負担金につきましては、1億4,857万1,665円の収入でございます。

2款国庫支出金では、12万3,000円の収入でございます。

3款繰入金で、3億460万円の収入でございます。

4款繰越金につきましては、27万3,021円でございます。

5款諸収入でございます。3万7,810円の収入でございます。

歳入合計といたしましては、4億5,360万5,496円でございます。

最後に、234ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

令和5年度中の増減はございません。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、決算書232ページ、1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費で、これが人件費としまして2,554万3,209円になってます。それで、これ令和4年度は1,496万5,227円

と1,000万円ほどちょっと上がってるんですけども、これ一般職員3名ということで、人件費1,000万円ほど上がってる理由ですね。昇給等あると思うんですけども、この理由が分かればちょっと教えていただきたい。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 給食センターの森本でございます。どうぞよろしく願います。

ただいまの人件費が増えている理由なんですけれども、令和4年度は所長が学校教育課長を兼務という形になっておりましたので、給料分のほうが2名分で予算には上がっておりました。令和5年度は主幹が給食センター所長ということでおられましたので、職員が1名増の3名という形になっておまして増加となっております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 これ兼務をされておられたからということですか。分かりました。結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 233ページの2目学校給食管理費、12節委託料の中の食物性残渣廃棄物処理委託料、これ残った料理とかもそうやし、子どもらが残したやつも持って帰ってもらってる、それはいいんですけど、葛城市の学校給食はおいしいって、僕も他市とか他県とかの子とかに聞くんですよね。「給食おいしいか、学校の」と言ったら、即答で「おいしい」という学校はまあまあ結構レアで、僕の甥っ子は東京にいてるんですけど、即答で「まずい」と言っていましたから、そう考えると葛城市の給食がおいしいのは間違いなくて、僕の子どもも実体験として、子どもが給食で食べたもんを家にオーダーしてきよるんですね。「お前何でそんなん知ってるの」と言ったら、「パパあれ買ってきてよ」と、「何でお前そんなん知ってるの」、「学校で食べておいしいなと思ったから」って、これってめちゃめちゃ効果あるやんと思ってるんです。おいしいのは分かってるんですけども、残ってる量というのはどれぐらいなんですかね。残してる、好き嫌いとかもいろいろあると思うんですけども、これに対しての考え方ですよ。あんまり残ってないのは、他市と比べたら1人当たり少ないですよとかというのを調査されてんのかなど。これ、委託料220万円というのが高いのか安いのかあんまりよく分からないので、その辺の認識をお聞かせ願いたいと思います。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 給食センター、森本でございます。

まず実績といたしまして残渣の量なんですけれども、令和3年度が22.39トンで、令和4年が21.33トン、令和5年が19.5トンと減ってはきております。こちらについては、給食で調理段階で出た調理残渣と、それプラス学校とかから戻ってきた食缶に残っていた給食残渣の合計数となっております。脱水機のほうで水分を除去したものを業者が回収している量を積算させていただいております。給食の数とかは年々ちょっと減ってはきておるんですけど、逆に提供の回数とかも増えたりもしておりますので、トータル的にはそんな変わらない

中で減ってきていると考えております。その減ってきている理由としまして、本市におきましては、調理時にロスの少ない野菜の選定、使用を行うとともに、給食残渣から児童の嗜好というものを調査させていただきまして献立作成に生かすことで、食物残渣の減量に努めています。また、学校給食の主任会におきまして、小・中学校、幼稚園の給食残渣の率をグラフにいたしまして、それを各校園にもお配りさせていただいて残食率の把握をして、なるべく少なくなるように取り組んでいただいております。平均と言われると、すいません、そこはちょっとほかとの比較は今現在しておりませんので、また今後載せていくような形で調べさせていただきたいと思っております。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと最後早口過ぎてあまりよく分からなかったんですけど、グラフで何のグラフを出されたのかな。ちょっとあまりよく分からなかったんです。やっぱりその調理の残ってるやつは一旦置いて、僕は何か知りたいか、この220万円が高いとか、19トンとかというのが多いか少ないかはあんまり取りあえず分からないんですけど、じゃなくて今、葛城市の子どもたちがどれぐらい残して、それが正常といったら言い方悪いですけども、それでいいのかどうなのかという判断は、今の答弁やったら多分分からないという感じやと思う。これ今後の課題にさせていただきたいと思うんです。これがもしかしたらめっちゃくちゃええ数字やったら誇れることやと思うんですよ。他市では1人こだけ残してますけど、葛城市は全然みんな食べてるんです、おいしいですからという、何というか数値をいただきたいって感じなので、これちょっと今後の取組としてやっていただきたいのと、来年に向けてですよ。

ちょっと最後、グラフがどうとかって、もう一回聞かせてもらっていいですか。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 申し訳ございませんでした。給食センター、森本でございます。

各学校ごとにどれだけの量が残っているかというのを、各学校ごとのやつを皆さんに見てもらうような形でお配りしています。

残食の量がどのくらいかということなんですけれども、お配りした量の残ってる分としては、平均としては12.4%ぐらいが残食の量になっております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 それ、ほんなら葛城市全体の1人の子どもが12.4%ぐらい給食を残してるという数値…

…。

増田委員長 食べ残し率12.4%。

杉本委員 で、それがどうなんっていうことですよ。質問じゃない。もうこれ、それでどうなんっていう、12.4がどうなんって。例えば、よそのところやったら20何%なんですよという参考のあれが欲しかったって感じで、それがもし高かったらこの220万円という数字を考えなあかんくなってくるわけなんですよ、僕は。そこをちょっと出していただきたいなと思ってるんです。

増田委員長 自己評価ですな。

森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 給食センター、森本です。

食物残渣の減らすのには、給食センター、学校とも取り組んでおりますので、この数字につきましては頑張ってる結果だと思ってます。全国的に比較というのは、すいません、まだできておりませんので、そこはまたさせていただこうと思っています。

以上です。

増田委員長 教育長。

椿本教育長 残渣の取組状況なんですけれども、給食の運営委員会でもいろいろ私も説明させていただいてるんですけど、各学校においては本当によく取組をされています。ただ、この令和5年度については、5月までコロナの感染症の部類もありまして、そしてこの年、インフルエンザが結構流行りました。学級閉鎖また学級でも欠席者が多数出るという状況でしたので、一概に残渣と言われても、その欠席分の食材がどうしても残ってしまうということがあって、基本的にはもう欠席がないクラスであれば、もうほとんど完食してる状況が多いというふうに私は思っています。ただ、その欠席状況の中でどうしても残渣が残ってしまうので、一概に残渣の量を年間で押しなべて平均を出してしまうとそのような数字が出てくるんですけれども、基本的には残渣は非常に少ないというふうには考えています。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 インフルエンザは、それ葛城市だけ異常に流行ったんですか、今年。そうですね。ということ、同じ条件じゃないですか。僕、これはめちゃくちゃええ数字が出ると見込んで言うてるんですよね、恐らく。それはなんでかって、一番最初に言ったように、僕の中の統計が物語ってるんです。うちの子どももそうやし、ほかの子に聞いた統計というか、だからそれを数値化しもうたら、これがどんだけすばらしい数字かというのを言いたかったから、ぜひ次の、残してるかどうかじゃなくて、多分いい取組で、ほぼ残ってないと僕も痛感しています。それは子どもとか同級生の子どもに、「給食の残り具合どう」と聞いたら、「もうそんな残ってへんから取り合いや」という僕も聞いてますから、それはええことなんですけど、明確に数字に出してほしいなと思ってるので、次からでいいと思います。よろしく願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 233ページの1款1項2目の15節になりますが、学校給食センター運営事業の中の原材料費のことに関連してお伺いします。

1つは、材料費が今、大変値上がりして、多分年度途中でも材料費が値上がりすることになると、その値上がり分の吸収というのはどのような工夫をしているのかということをお聞きしたいんです。考え方としては、一般会計から繰り入れるということもあるだろうし、いやいや食材を工夫して献立を工夫して抑えるということもあるかと思うんですね。だから、ここら辺の考え方はどういうふうに行われておられるのかということをお伺い

っと1度お聞きしたいんです。これが1つです。

2つ目は、同じその材料費ということなんですが、地産地消率ということで、お米については葛城産のものを全てということだと思んですが、お野菜とかそういうのがどういう状態でなってるのかと。お米を除いてということになると思うんですけども、副食費のほうでどの程度の地産地消率になっているのかということをお聞きします。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 給食センター、森本でございます。

ただいまの値上がり分をどう工夫されているのかというご質問ですけれども、こちらにつきましては、おっしゃるとおり物価高騰の影響等で食材等値上がりしております。その中で、保護者の負担を増やすことなく給食の質と量を落とさず提供するために、4年度に引き続き令和5年度も地方創生の臨時交付金というのを活用させていただき、3,494万2,903円を原材料費の増額分に充当しております。給食食材については、基本的には見積り合わせを実施することにより、1円でも安く購入できるように努めております。また、納品業者におきましても、葛城市の分と他市町村の分をまとめて1度に数を確保することにより、配送コストを抑える工夫等をしていただいております。先ほどおっしゃっていただいたように、それでも足りない場合につきましては、従来から一般会計からの繰入れも行っていただいております。

もう一つ、地産地消につきましてですけれども、こちらにつきましては、葛城市産の地産地消率は令和5年度8.38%となっております。令和4年度の8.04%から僅かに増加しているような状況となっております。葛城市産の野菜で、年間を通じまして納品されるのは葉ネギのみで、それ以外は季節によって変わってまいります。葉ネギは野菜の中で最も軽量であり、できるだけ献立に組み込んで使用するようにはしておりますけれども、使用量が限られているのが現状でございます。お米につきましては、おっしゃっていただいたとおり、100%葛城市産を使用しております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 材料費の値上がり分の吸収については、お聞きすると、献立を変えるということはずにできるだけ合理化するというか、配送費その他を含めてやるということとか、あとは臨時交付金を利用するとか、そしてやむを得ない場合、一般会計という手順でいくということで、できるだけ献立はいいものをおいしく食べていただくということだろうと思います。そういう考え方でやってるということで了解いたしました。

それから地産地消率ですけれども、葉ネギだけということになるんですか。ジャガイモとかタマネギとか通年通じてやる分にはそんなことはない、ちょっと種類が葉ネギだけみたいな感じだったので、葛城市内どんなお野菜なのか、もうちょっとこれお願いしたいんです。その上でですけれども、今、保護者の中には有機食材についての関心が大変高く、この有機食材ということに対するこの考え方、取組、どうされているのかということをお聞きいたします。

増田委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 給食センター、森本でございます。

先ほど、代表的なものとして葉ネギを申し上げたんですが、それ以外にもコマツナ、それからタマネギ、チンゲンサイ、キュウリ、大根、キャベツ、ほかにもございますけども、そういうのも葛城市産で使用しております。

次に有機野菜の件なんですけれども、こちらにつきましては販売価格が一般のものより高い傾向にありまして、また虫に食べられているおそれもあるために、下処理に時間がかかると考えております。給食センターでは約4,000食を調理・配送してありまして、下処理にかけられる時間にちょっと限りがあるのかなと考えております。現状では、コスト面と調理・配送にかけられる時間が少なくなることで、負担などの課題がありまして、ほかの自治体の取組例も参考に調査研究をしているような段階です。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 地産地消率の件ですけれども、一般的には例えば通年通じて保存の効くタマネギ、ジャガイモ、ニンジンとか、給食にもよく出てくるものがあるかと思うんですが、また有機食材としても比較的やりやすいのかなというふうに思うんですが、葛城市として行政でできることは限られてくると思うんですけれども、例えば農協とか提携して、こういう食材について納入を働きかけるとか、何らかの取組がない限り、この有機野菜とかということとはなかなか、地産地消もそうですけれども上がってこないのかなと思うんですけれども、ぜひここは特に地産地消率につきましては、作付も年間ちゃんとやっぱり委託するというふうなことになっていこうかと思うので、これを今ちょっと8.38%という、僕としてはあまり高くないのかなと思ったので、引き続き、お米はできてるんですけど、お野菜のほう、多種多様な野菜も入っているようですので、ぜひ引き続き、地元の方々の生産意欲を、皆さん協力したいというふうに思う方が多いので、ぜひ取組の強化をお願いしたいと思います。

増田委員長 目標値ってありましたよね、地産地消率の目標値。ご存じないですか。あるんですよ。調べてみてください。それが8%で十分かどうかというのは、今おっしゃってたように若干低い。

ちょっと私もお聞きしたい。230ページの収入のところ、歳入のところ、学校給食地場産物使用促進事業補助金3分の1、12万3,000円。こういう助成が国から3分の1あると。何に対して3分の1か、ちょっと私よう分からんねけども、この補助金を農家、生産者にオンすれば、価格見合い相当分になって、どんどん作ろうという意欲が湧いてくるのかなと思うんですけども、これ収入としてもう市の収入で終わってしまうと地産地消率伸びないことになるので、これを活用した何か生産者に対する付加価値をすればいかなんかなと思うんですけども、それはやっておられますか。

森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 給食センター、森本でございます。

こちらにつきましては、地産地消の推進のために会計年度の方を任用しております。こちらの方につきましては、1日4時間、週2回で勤務いただいております。限られた時間の中

で、給食センターに納品している生産者、納品業者と協議等を行っていただきまして、課題の1つである発注方法について見直しを行ったり、あと発注までの時期をずらすことによって地場産物の納入業者のリスク軽減を図るなどの数量確保の見通しを立てるようにしております。また、令和5年度秋以降には作付計画をそれを出させていただいた中で、野菜は見積り合わせを実施して購入していることから、学校給食用に作付をしていただいても必ず落札できるとも限らないということもありまして、なかなかちょっと率的には伸び悩んでいるようなところがございます。

増田委員長 国が出してる事業効果というの、葛城市がちゃんと発揮しているかどうかですよ。国でしょ、これ。事業目的と効果。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 ちょっと今のところ、食材に充てるこういった補助金というのは把握しておりません。

増田委員長 ということは、その地産地消率を上げるための事務費の補助という理解でよろしいですか、この補助は。分かりました。
ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより認第4号を採決いたします。
本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認めます。よって、認第4号は認定することに決定をいたしました。
暫時休憩。再開は午後4時5分をお願いします。

休 憩 午後3時50分

再 開 午後4時05分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの吉村副委員長のご質問に対して答弁漏れがございましたので、補足説明をいただきます。

石橋課長。

石橋環境課長 環境課、石橋です。よろしく申し上げます。

先ほどの霊苑特会で、吉村副委員長の質問に対し答弁漏れがございました。霊苑の当初からの墓地返還者総数につきましては182件でございます。

以上です。

増田委員長 それでは次に、認第8号、令和5年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 失礼いたします。上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました認第8号、令和5年度葛城市水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。

決算書1ページをお開きください。水道事業決算報告書でございます。記載の金額は全て税込み金額となっております。

まず、収益的収入及び支出の収入では、水道事業収益予算額合計7億8,514万7,000円に対し、決算額は7億8,867万5,412円で、352万8,412円の増となりました。執行率は100.45%でございます。支出では、水道事業費用予算額合計7億7,204万9,000円に対し、決算額は7億2,282万7,986円で、4,922万1,014円が不用額となりました。執行率は93.62%でございます。

2ページにお進みください。資本的収入及び支出の収入では、資本的収入予算額合計7,145万円に対し、決算額は2,116万686円で、5,028万9,314円の減となりました。執行率は29.62%でございます。支出では、地方公営企業法第26条の規定による繰越額を含めた資本的支出予算額合計4億8,880万5,500円に対し、決算額は4億8,620万5,693円で、259万9,807円が不用額となりました。執行率は99.47%でございます。

ページ飛びまして、16ページまでお進み願います。水道事業報告書でございます。

まず1、現況(1)総括事項の営業についてでございます。令和5年度末の給水戸数は、前年度より272戸増の1万5,391戸で、給水人口は30人増の3万7,812人となりました。年間有収水量は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分に係る生活支援及び経済的負担の軽減として水道料金の基本料金8か月分の免除を行った前年度より51万3,000立方メートル増の434万8,000立方メートルで、有収率は94.59%となりました。なお、1日平均配水量は1万2,559立方メートルで、ピーク時には1日最大1万4,187立方メートルを配水いたしました。

17ページに移りまして、建設改良についてでございます。令和5年度は竹内浄水場急速ろ過設備修繕工事、新庄浄水場密閉型ろ過機ほか修繕工事等を実施し、前年度に引き続き、老朽化に伴う配水管布設替工事を施工いたしました。主要建設工事の内容は20ページに記載しております。

次に、経理についてでございます。地方公営企業の独立採算制に沿った経営の合理化に努め、収益的収支につきましては、税抜き金額で水道事業収益7億1,616万2,902円に対し、水道事業費用は6億8,863万4,542円で、2,752万8,360円の当年度純利益となりました。また、資本的収支につきましては、こちらは税込み金額で、収入額2,116万686円に対し、支出額は4億8,620万5,693円で、資本的収支の不足額4億6,504万5,007円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,783万2,652円、当年度損益勘定留保資金1億4,165万3,472円、建

設改良積立金 2 億8,555万8,883円で補てんいたしました。

18ページに移りまして、(2) 経営指標に関する事項についてでございます。令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、受水費、委託料、動力費及び修繕費等の費用は減少したものの、給水分担金等の減少により、前年度比1.21ポイント減の104.16%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比13.56ポイント増の100.15%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回りました。一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.10ポイント増の54.72%となりましたが、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比0.88ポイント減の5.09%、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は前年度比0.1ポイント減の0.88%にとどまっています。これは、法定耐用年数を経過した管路の更新を優先して実施しているものの、その更新が施設全体の老朽化に追いついていないためであり、今後は現在の経営状況を維持しつつ計画的に施設の更新を進めていく必要がございます。

次に、損益計算書についてご説明を申し上げます。4ページまでお戻りください。

営業収益は5億9,266万788円、営業費用は6億8,537万7,702円で、9,271万6,914円の営業損失となりました。

5ページに移りまして、営業外収益は1億2,350万2,114円、営業外費用は216万7,840円で、営業外収益と営業外費用の差額1億2,133万4,274円となり、先ほどの営業損失にこの額を加えた額2,861万7,360円の経常利益となりました。

特別損失で108万9,000円を計上し、当年度純利益は2,752万8,360円となり、前年度繰越利益剰余金16億6,963万4,641円を加えた当年度未処分利益剰余金は16億9,716万3,001円となりました。

ただいまの損益計算書の内訳につきまして、収益費用でご説明申し上げます。

ページ進みまして、24ページをお願いいたします。24ページ、収益費用明細書でございます。こちらの金額につきましては、税抜き金額で記載してございます。

まず収入の部でございますが、1款水道事業収益は7億1,616万2,902円でございます。

1項営業収益は5億9,266万788円で、1目給水収益は5億6,142万1,857円で、備考欄記載のとおり、供給単価は129円12銭となりました。3目その他営業収益は、3,123万8,931円でございます。

2項営業外収益は1億2,350万2,114円で、1目受取利息及び配当金は54万7,357円、3目長期前受金戻入は1億2,108万7,742円、4目雑収益は186万7,015円でございます。

続きまして、25ページからの支出の部でございます。

1款水道事業費用は6億8,863万4,542円で、備考欄に記載のとおり、給水原価は128円92銭となりました。

1項営業費用は6億8,537万7,702円で、その内訳といたしまして、1目原水及び浄水費では2億9,350万702円の支出で、職員1名及び会計年度任用職員1名の人件費と、原水の取水

並びに原水のろ過滅菌にかける設備の維持及び作業に要する費用でございます。

26ページに移りまして、2目配水及び給水費では3,099万5,370円の支出で、職員1名及び会計年度任用職員1名の人件費と、上水の配水に係る設備及び給水装置に附属する量水器、その他の設備の維持及び作業に要する費用でございます。27ページに移りまして、3目受託工事費では554万6,252円の支出で、職員1名の人件費と工事請負費でございます。4目総係費では9,221万6,264円の支出で、職員4名及び会計年度任用職員3名の人件費と事業活動全般に関する費用並びに料金の徴収業務に要する費用でございます。29ページに移りまして、5目減価償却費では2億5,458万7,125円の支出でございます。なお、33ページには固定資産明細書を添付しております。6目資産減耗費で815万4,089円、7目その他営業費用では37万7,900円の支出でございます。

2項営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱諸費で、216万7,840円の支出でございます。

3項特別損失、3目過年度損益修正損で、108万9,000円の支出でございます。

次に、30ページからの資本的収支明細書についてご説明いたします。この明細書の金額につきましても税抜き金額となっております。

まず、収入の部でございます。1款資本的収入の合計額は1,923万6,988円で、4項1目負担金その他諸収入によるものでございます。

31ページに移りまして、支出の部でございます。

1款資本的支出の合計額は、4億4,644万9,343円でございます。

その内訳といたしまして、1項建設改良費、1目浄水設備費で1億7,137万1,125円の支出で、職員1名の人件費と浄水施設整備事業に要する経費でございます。2目配水設備費で2億946万9,510円の支出で、職員1名の人件費と配水施設整備事業に要する経費でございます。32ページに移りまして、4目固定資産購入費で3,269万1,950円、3節車両運搬具費は給水車の購入でございます。5目リース債務支払額で327万2,002円の支出でございます。

2項1目企業債償還金では、2,964万4,756円を償還いたしました。なお、企業債明細書の記載が34ページでございます。

次に、貸借対照表につきましてもご説明をさせていただきますので、6ページまでお戻りください。6ページ、貸借対照表でございます。

まず資産の部といたしまして、1、固定資産の合計は7ページに記載しております、57億3,596万1,883円でございます。2、流動資産合計は13億6,114万8,674円で、資産合計は70億9,711万557円でございます。

次に、負債の部でございます。3、固定負債合計は、8,432万2,485円でございます。8ページに移りまして、4、流動負債合計は、1億9,467万1,145円でございます。5、繰延収益合計は21億1,089万5,807円で、負債合計は23億8,988万9,437円でございます。

最後に、資本の部でございます。6、資本金合計は、18億4,923万7,035円でございます。9ページに移りまして、7、剰余金合計は28億5,798万4,085円で、資本合計は47億722万1,120円で、負債資本合計は70億9,711万557円でございます。

次に、キャッシュ・フロー計算書につきましてご説明いたします。12ページをお開きください。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは2億4,739万5,052円の増加、2、投資活動によるキャッシュ・フローは3億8,429万5,597円の減少、3、財務活動によるキャッシュ・フローは3,291万6,758円の減少で、合計1億6,981万7,303円の資金が減少し、資金期末残高は11億7,555万7,597円となっております。

最後に、剰余金処分計算書につきましてご説明申し上げます。

15ページをお開き願います。表の一番右側の列をご覧ください。未処分利益剰余金、当年度末残高16億9,716万3,001円のうち、152万8,360円を減債積立金に、1,040万円を利益積立金に、1,560万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、合計2,752万8,360円を処分いたします。処分後残高16億6,963万4,641円につきましては、繰越利益剰余金といたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 決算書の21ページです。業務量の表の中ですけれども、有収水量、令和4年度は385万立方メートル、令和5年度は434万立方メートルほど改善、増えております。給水単価とか供給単価にも大きく影響する有収水量が令和4年度に比べて令和5年度が大きく改善しているその理由をちょっと教えてください。

増田委員長 奥田課長。

奥田水道課長 水道課の奥田です。よろしく願いいたします。

ただいまのご質問の有収水量、これが減少した件でございますけれども、令和4年度につきましては、ご存じのように新庄地区におきまして減圧弁の故障がございました。それに伴いまして、減圧弁が故障することによって水圧が上がるということで、それに伴う漏水、これも多発したところでございますけれども、その辺の影響が令和5年度につきましてはなくなったというところで減少しているという理由でございます。

以上です。

増田委員長 井邑部長、追加説明。

井邑上下水道部長 ちょっと訂正のほうをお願いいたします。有収水量は、令和4年度には8か月分の基本料金の減免をいたしましたので、その部分につきましては有収水量に入っておりませんでした。令和5年度につきましてはその減免がございませんでしたので、その部分につきまして増えておるという状況でございます。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 令和4年度は8か月分の減免、これもある。そして、令和4年度は減圧弁の漏水、ここが改善されたということで、了解いたしました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連になろうかと思えますけれども、16ページの葛城市水道事業報告書の概要の(1)総括事項というところで、有収率で同じようなことですが、有収率が令和4年度から令和5年度まで伸びたということで、令和4年度は80.67%ですけど、コロナによる基本料金の減免、これを勘案すると92.10%と、それが令和5年度に対しては減圧弁の故障による漏水で、この分が回復されたからということであろうかと思うんですが、ただ令和5年度の94.59%も、過去の数値と見てまだ回復してないのかなという気がしておりますので、この点の改善点はどういうふうにご検討されているのか、原因、課題として過去の数字と比べても、昨年度から大きく改善はしてるんですけども、この点についてちょっとお聞きしたいと思います。

併せて18ページになります。これ経営指標に関する事項ということで、経常収支比率ということですが、葛城市の経常収支比率、これはいわゆる一般会計の経常収支比率は全く逆になりますけれども、100を超えるほうが経営がいいということを表すわけですが、令和元年度118%、令和2年度が117%、令和3年度122%ということでしたが、令和4年、令和5年度と105%、104%、非常に落ちてるんですね。これは平成の頃にも大体120%前後ということだったので、ここの経常収支比率が令和4年、令和5年で大変落ちているこの理由、これについてお聞かせ願いたいと思います。

同じく同じ表ですけども、管路経年化率の中で、管路経年化率が年々下がってきております。この低下している理由についてお聞かせください。

増田委員長 奥田課長。

奥田水道課長 水道課の奥田です。よろしくお願いいたします。

まず1点目の有収率の件でございますけれども、昨年度改善したというところにつきましては、先ほども答弁させていただきました減圧弁の故障による、そのために濁り水を解消するために多くの捨て水を行ったというところ辺りの理由がございまして、一旦は92.10%まで大きく落ち込んだというところがございますけれども、その影響がなくなった令和5年度につきましては94.59%まで上昇したというところがございます。ただ、委員おっしゃるように、以前につきましては96%、97%というところ辺りの有収率がございました。その辺りもうちもいろいろ検証させていただいているわけがございますけれども、様々な理由がまずあるんですけども、一番考えられるのは、最近の特に夏場のこの異常気象によりまして、もう給水管の漏水事象、これが多発しているというところ辺りがございます。例えば、8月末時点の件数ですけども、131件の漏水が日々、漏水があってというところ辺りの原因がまず1点と、あと夏場の要は水質維持対策としまして、管に水が滞留する管末においてのそういう排水作業ですか、捨て水作業を積極的に行っているというところがございますので、なかなかその以前の97%台までには回復できていないというところ辺りがございます。

同じく令和6年度につきましても、漏水事象が多発している、またトリクロロ対策として自動排水弁等の設置もしているというところ辺りがありますので、97%台というのはなかなか難しい課題かなと、数字になってくるのかなと考えているところでございます。

あと改善点としましては、この原因としては、熱せられた地中の配水管が弱ることによって、その強度が落ちて、それによる内圧にもたないというところ辺で漏水が発生しているところでございますけれども、漏水につきましては市内の指定の公認業者とかその辺りの協力をいただきながら、できるだけ早く対応できるようにというところ辺で取らせていただいています。またその業者が都合がつかない場合につきましては、水道課の職員が直営で修繕を行いまして、有収率の改善に向けた努力を日々させていただいているというところでございます。

続きまして、2点目の経常収支比率の件でございます。

まずこの比率が低下した主な理由でございますけれども、開発に伴います給水分担金の差異につきましては、令和4年度まではその他営業収益給水分担金に計上しておりましたけれども、この会計処理でいきますと、開発の企画変更がよく起こるんですけども、企画変更で減った場合につきましては給水分担金を還付する必要があるございまして、その場合は過年度損益修正損から支出することとなります。令和5年度につきましては、それらの事案が多く発生し、過年度損益修正損の補正が必要となったことから、令和5年度の年度途中ですけども、給水分担金を一旦流動負債の前受金に計上し、メーターの出庫が発生してから給水分担金に計上する方法に変更したために水道事業収益が減少したということで、経常収支比率につきましても低下したという理由になってございます。

3点目の管路経年率ですか、この件につきましてはですけども、令和5年度の決算で管路経年化率につきましては5.09%ということで、葛城市におきましては下水道の普及率が高く、下水道管の布設替えに合わせまして水道管の更新を行っているというところで、低い率となっております。あと、前年度と比べて低下している理由でございますけれども、耐用年数を経過した管路の更新を優先して実施しているためと思われま。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 有収率につきましては分かりました。ただ、ちょっとお聞きした中で、漏水の発生が、夏で暑くなって漏水原因として給水管、配水管。給水管とおっしゃいましたよね。だから、給水管というのは基本的に配水管から家庭の中に入って行く管ですよ。そこで漏水が増えるということになると、それは家庭のメーターが回ってると思うので、回らない、もう回らないところで漏水している。これ、でも、ちょっと対応はもう1戸1戸になっていきますね、そしたら今後。配水管だったら、葛城市内の中の布設ということですけど、各家庭とかということになるとちょっと大変、ああそうですか。なかなか暑さでこういうところになってくるということですが、これやっぱり塩ビ管やからそうなるんですか。何か暑さでこうなるというのは、もう一つ私もよく分からないので、今後またこういうことがどんどん増えるとこれが上がってこないのかなというふうに思いましたので、ちょっとこちら辺をもう一回お聞きしたいと思います。これは経常収支比率にも関係することですので、あれですが。

それから、経常収支比率の何かいろいろおっしゃったことはよく分かりませんので、また後で勉強したいと思いますので、ちょっとそれが本当に真水の状態でどうなるか、真水いう

たらおかしいけれども、付け替えですよ、何か付け替えのような感じがしたので、実態としてどうなのかちょっとよく分かりませんので、また勉強にいきますのでよろしく願います。

管路経年化率についても分かりました。

最初の質問だけちょっと願います。

増田委員長 奥田課長。

奥田水道課長 水道課の奥田でございます。

先ほどの給水管でございますけれども、水道本管と言われる大きい管からサドル分水栓を取付けさせていただいて、そこから13ミリメートルなり20ミリメートルのポリエチレンパイプ、これを各家庭のメーターまでに引っ張って行かせてもらっているんですけども、その下水道のやり替えのところにつきましては、下水道の掘り方の部分、ここにつきましては新しいそのポリエチレンパイプ、今で言う二層管と言われる部分なんですけれども、そういう規格のものを使わせてもらっているんですけども、以前の高度経済成長期のときのポリエチレンパイプにつきましては一層管と言われるもので、ポリエステルその素材のみで作られているものがありまして、そういうのが一番漏れてくると。そういう管につきましては、経年の反応によりましてそのパイプ内の剥離が起こってきて、もともとあったそのパイプの内径よりもだんだんやせてくる状態が発生してくるというところございまして、そういうところに加えて暑さで管の硬度が減ってくる。例えば、上にそういう石などがあったときに車が通ると、要は水圧の内圧と押さえたその衝撃に耐えれないというところが出てきて、そういうところにつきましては多くの漏水が発生していると、現状そういう状況でございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 131か所ということでありました。ただ、葛城市の場合は本当に迅速に、市の職員の方、駆けつけてくださって早期に止めていただいているわけですが、今後ちょっと注視したいと思います。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 今、有収率の話が出てましたので、有収率、もちろん100%に近ければ近いほど優秀な水道というふうなことを言えると思うんですが、まずこれを上げていこうとすると漏水を防ぐということがもう大事だと思うんですが、そうなってくると管路の更新というか、漏れないような今、二層というふうなことをおっしゃったと。大体、有収率を上げていこうとすれば、その対策というものはどういうものが考えられるのかということと、それからあと、令和5年じゃないんですけど、令和6年のほうで、また塩素の濃度のことで、この捨てる水というのを定期的にしていく形になると思うんですが、これはもう多少やっぱり有収率に影響を与えるのか、あるいはもう誤差程度のものなのか、それをちょっと教えてもらえたらと思います。

それからあと、決算書の4ページなんですけど、営業費用の中で資産減耗費というものが令

和5年度は815万4,089円ということで、これ令和4年度が591万9,817円ですので、結構上がっているということです。冒頭ご説明ありましたけれども、管路更新というのが課題だという話の中で、資産減耗費が上がっているということは、やっぱり水道管など、固定資産の布設替えが増えたのかなというふうにちょっと思ったんですが、これについて増えた理由、説明お願いできますでしょうか。

増田委員長 奥田課長。

奥田水道課長 水道課の奥田です。よろしくお願いいたします。

まず有収率のその対策というか、部分なんですけども、水道本管である場合は、要は本管ラインというのが弁と弁をつなぐほぼ直線のものが、そういうところ辺で分かりやすいですけども、ポリエチレンパイプにつきましてはいろんなところを通っている可能性があって、そのうちの配管図面ももちろんございますねけども、真っすぐそのメーターに対して行っていないケースがいろいろあって、結局その漏れたときに初めてここにこのパイプが通ってたんやというのが分かるケースがあって、なかなかその計画的に行こうとしたときに多くの通行止めが発生したりであるとか、そういうので断水が発生したりであるとか、そういうその市民生活の中の利用者にご不便をかけるというところがあって、なかなか一遍に更新が難しいというのがこの大きな問題かなと思っておりますので、できるだけ今、その耐震管に入替えている部分につきましては、できるだけそのメーターの近くまで管を更新して、古い管につきまして更新をして対策をしているというところが現状でございます。

あと、排水の影響でございますけども、特に夏場につきましてはこんだけの暑さでございますので、どうしても塩素が飛んでしまうというところがあって、それを確保するために、末端につきましてはうちはできるだけ積極的に行かしてもらっているところがあって、それは結局トリクロロ対策にもつながってくるのかなと思いますので、その影響があるかないかと言いますと、ちょっと具体的に何立方メートルで出るとかというのは統計取ってないんですけども、有収率については影響があると思われま。

あと、最後の資産減耗費が増えているというところでございますけども、それにつきましても、副委員長おっしゃったように、管路の更新を積極的に行った結果ということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 先ほどのトリクロロ酢酸の塩素の話なんですけども、あれは必要な措置ですので、それで若干影響があるということが分かりました。それはもう必要な措置ですので、それはもう引き続きお願いをしてもらいたいと思います。

あと、例えば漏水の発見の仕方なんですけども、個々のお家の話なんですけども、例えば突然にメーターの、そうか、メーターは関係ないのか、そういう発見方法みたいなんていうのが、例えば戸別の家でメーターの量が急に増えたら、家の中でメーターを超えてから漏水しているということは比較的分かりやすい、それは個々のお家で発見しやすいという部分があると思うんですけども、市役所ではそういった漏水というのは何らかの対策というか、見つける方法と

かそういうふうなものはあるものかどうかということと、それから資産減耗費につきましては承知しましたので、また引き続き積極的にお願いをしたいと思います。

増田委員長 奥田課長。

奥田水道課長 水道課の奥田でございます。

その漏水の対策といいますか、なかなか難しいところがございます、もう委員おっしゃったように、その中であった場合につきましては、うち今ちょうど検針回らしてもらっているんですけども、その際に、前よりもぎょうさん出ている場合につきまして積極的に声かけさせていただいて、宅内で漏れてますよというところにもお知らせをさせていただいておるところなんですけども、メーターの回らない一次側につきましては、もう通報いただいているところら辺が全てかなと。それに対して通報いただいて、それに修繕に行かせてもらうというのが繰り返されてるというところで、その対策と言われるとなかなか難しいというのが現実かなと思われまます。

以上です。

増田委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 承知しました。なかなか難しいということ承知しました。引き続き、また漏水等ありましたら、今もそうですけれども、また迅速な対応を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

増田委員長 今のお話しありましたように、以前にある学校のプールの水を止め忘れて、学校の先生が非常に高額な責任を負われたというようなこともありますので、特に公共施設とかそういう部分については、漏水に注意、十分していただく必要があるのかなと思います。

質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 26ページです。1款1項1目の34節の受水費なんです、ここに県水受水費、それから原水取水費とあります。それぞれ受水量、取水量をお聞きしたいと思います。

それから、28ページの1款1項4目になります、10節の報償費のところ取水大字報償費ということが書いてあります。これは原水取水費とは別に取水大字の報償費となっている、その内訳をお聞かせください。

それから31ページになります。1款1項2目の、これは配水設備費となっておりますから、これは資本的収支ですので、これが管路更新に係る配水管の設備関係の資本支出になるかと思うんですが、現在の葛城市の老朽化対策といってもいいと思うんですが、管路を更新すべきこの計画から見た進捗率というのは、一体今どの程度までなっているのかということについて伺いたいと思います。

以上、3点お願いします。

増田委員長 奥田課長。

奥田水道課長 水道課の奥田です。よろしくお願ひいたします。

まず、県水の受水量でよろしいですね。令和5年度につきましては、145万1,165立方メー

トルでございます。

続きまして、原水取水量でございます。これにつきましては、365万2,725立方メートルでございます。

続きまして、取水大字に対する報償費の内訳でございます。これ全て言っていったらいいんですかね。全て12か大字ございますけども。

谷原委員 それはもう名前言わなくても、何か大字とかいうので結構です。

奥田水道課長 12か大字に対しまして、前期、後期分けて支払いさせていただいているんですけども、年間10万円払わせていただいております。年間5万円支払わせていただいている大字が4か大字となっております。

最後に、計画から見た布設替えの進捗状況というところでございますけども、老朽管の布設替えにつきましては、平成30年度の水道ビジョンにおきまして、管路更新については年間1億3,000万円のこういう計画となっております。令和5年度につきましては、資本的支出の工事請負費、これが1億9,868万1,060円のうち、更新に係る費用としましては1億6,409万410円の配水管の布設替えを工事費として支出させていただいておりますので、計画よりは上回った費用を更新させていただいておりますというところでございます。

今後の予定としましては、現在改定を進めております水道ビジョン、これにおきまして管路更新計画、この辺も検討しております。更新するにつきましては管路の布設年次であったりとか、あと管種、あと重要拠点、病院であるとか、避難所であるとか、そういうところの、学校もそうですね。そういうところの重要拠点に対しての配水を中心に進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。ちょっと再質問になりますけれども、最初の受水費に関わってですけれども、今、県水の受水と原水の取水ということですが、原水の取水についてはこれを上水に変えていって配水していくわけですが、葛城市全体の配水量の中に占める県水受水量、比率はどんなものになってるのでしょうか。これについてお伺いします。

報償費については了解いたしました。

次の配水設備費についてですけれども、この間やっぱり更新を積極的にやっていっていただいて、ちょっと数字も良くなってきてるのかなと思うんです。その分経費かけていただいていると思うんですが、これ、県営水道全体、奈良県下の水道各市町村の他市の管路更新の比率、管路延長も大変な長いところもあると思いますけれども、そういうところから見て、葛城市の現在の管路更新の現状をどのように評価をしておられるのかということについて伺いたいと思います。

増田委員長 奥田課長。

奥田水道課長 水道課の奥田でございます。

配水量に対する県水の受水率でございますけども、令和5年度につきましては31.56%というところでございます。あと、管路の更新に関する今の葛城市の現状と他市の状況という

ところでございますけども、令和5年度に決算におけます管路更新率につきましては0.88%というところで、管路の総延長につきましては233.1キロメートルというところの率となっております。

あと、県水と近隣市の更新状況というところでございますけども、まず県営水道ですけども、県水の水道区域という部分の更新率につきましては0.50%、次に近隣の市町におけます更新率ですけども、ちょっとその管路延長につきましては調べたところがあるので、その年度が若干変わってきたりはしていますけども、令和4年の決算の資料がございましたので、その辺をちょっと報告させてもらいたいと思いますけども、大和高田市につきましては1.02%でございます。管路延長につきましては、23年度の資料としましては延長が214キロメートルでございました。御所市につきましては1.30%、令和2年度の調べでいきますと、管路延長が278キロメートル、香芝市につきましては0.51%ということで、管路延長が平成19年度の資料でございましたけども382.13キロメートル、広陵町につきましては0.41%ということで、管路延長が241.55キロメートルというところでございました。

葛城市の現状という、評価というんですか、というところでございますけども、他市と比べても大きく下回るものではないという判断をしております。現状の管路布設替えについては、昭和50年前後に行われた大規模住宅開発地の漏水とか管種を考慮して、その発生件数とかも踏まえた中で、布設替えの箇所を現在選定していった更新しているという状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 県営水道の比率が配水量の中で見ると31.56%ということですから、ここから水道料金をいただくということなので、県営水道の比率が比較的今、高くなっているなというふうに思います。これは、この間いろいろあってこれだけの比率が高くなったということで、県営水道のほうが高いわけですから、その分がちょっと収益に圧迫している要因だなというふうなことも分かりました。今後、自己水源の開発等、また水道ビジョンで明らかにされるとお思いますので、期待したいと思っております。

それから管路更新につきましては、近隣市と比べて1%を超えているところもあれば、0.5%、県営水道も含めてそういうところもあって、高くもなければ低くもないということですけども、ちょっとこの間、積極的に投資をされているのかなと、この2年ばかり、そう思いましたので、引き続きお願いしたいと思うんですが、ただ問題はお金の問題もあろうかと思うんですが、工事にかかるための人の問題も出てくるかと思うんですよね。つまり、お金を付けても人を配置しないということになるから、かなりやっぱりその人件費も含めてなるとなれば、他市町村もなかなか大変なことなんかなと思うんですが、引き続きこれも水道ビジョンのほうでより合理的な方法で進めていかれることを望みたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第8号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認めます。よって、認第8号は認定することに決定をいたしました。

最後に、認第9号、令和5年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 失礼いたします。上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました認第9号、令和5年度葛城市下水道事業会計決算につきまして、ご説明を申し上げます。下水道事業会計は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、これが4回目の決算となりました。

それでは、1ページをお願いいたします。下水道事業決算報告書でございます。記載の金額は税込み金額となっております。

まず収益的収入及び支出の収入では、下水道事業収益予算額合計12億461万1,000円に対し、決算額は11億8,848万360円で、1,613万640円の減となりました。執行率は98.66%でございます。支出では、下水道事業費用予算額合計12億34万7,000円に対し、決算額は11億8,424万6,515円で、1,610万485円が不用額となりました。執行率は97.62%でございます。

2ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入では、資本的収入予算額合計4億1,530万円に対し、決算額は4億540万5,000円で、990万円の減となりました。支出では、資本的支出予算額合計8億981万4,000円に対し、決算額は7億9,946万8,295円で、1,034万5,705円が不用額となりました。

ページ飛びまして、16ページまでお進みください。葛城市下水道事業報告書でございます。

まず1、概況(1)総括事項の業務状況についてでございます。令和5年度末の処理区域内人口は3万7,461人で、前年度と比較し31人増加し、水洗化人口は3万5,204人で、175人増加いたしました。年間有収水量は、375万4,540立方メートルとなりました。

次に、建設改良についてでございます。尺土地区でマンホールポンプ制御盤の更新工事、柿本地区で管渠布設後の舗装本復旧工事を実施し、汚水ます設置工事等を施工いたしました。

次に、経理についてでございます。収益的収支につきましては、税抜き金額で下水道事業

収益11億5,335万3,752円に対し、下水道事業費用は11億5,295万2,893円で、40万859円の当年度純利益となりました。また、資本的収支につきましては、こちらは税込みで、収入額4億540万円に対し、支出額は7億9,946万8,295円で、資本的収支の不足額3億9,406万8,295円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額383万2,986円、当年度損益勘定留保資金3億8,955万3,654円、減債積立金68万1,655円で補てんいたしました。

17ページに移りまして、(2) 経営指標に関する事項についてでございます。令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、流域下水道維持管理負担金や企業債利息の減少により下水道事業費用は減少したものの、下水道使用料は他会計補助金の減少により下水道事業収益が減少したため、前年度比1.56ポイント減の100.03%となりました。しかし、健全経営の水準とされる100%は上回りました。また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比1.77ポイント減の57.79%となり、事業に必要な費用を使用料収益で賄えていないため、今後も経費節減等に努め、適正な事業運営に努めていく必要がございます。償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比3.05ポイント増の12.34%となりました。なお、法定耐用年数を経過した管渠はございません。

次に、損益計算書につきましてご説明を申し上げますので、4ページまでお戻りください。4ページ損益計算書でございます。

1、営業収益は3億5,187万4,068円、2、営業費用は10億4,051万55円で、6億8,863万5,987円の営業損失となりました。

5ページに移りまして、3、営業外収益は8億147万9,684円、4、営業外費用は1億1,244万2,838円で、営業外収益と営業外費用の差額は6億8,903万6,846円となり、営業損失にこの額を加えた額40万859円の経常利益となりました。

特別損失もございませんので、当年度純利益も同様の金額でございます。前年度繰越利益剰余金はございませんので、当年度未処分利益剰余金も同額でございます。

ただいまの損益計算書の内訳につきまして、収益費用明細書でご説明申し上げます。23ページまでお進みください。23ページ、収益費用明細書でございます。こちらの金額は全て税抜金額でございます。

1 款下水道事業収益は、11億5,335万3,752円でございます。

1 項営業収益は3億5,187万4,068円で、1 目下水道使用料は3億5,151万4,068円、3 目その他営業収益は36万円でございます。

2 項営業外収益は8億147万9,684円で、3 目他会計補助金は4億5,427万5,000円、4 目補助金は1,246万9,947円、5 目長期前受金戻入は3億3,464万383円、6 目雑収益は9万4,354円でございます。

続きまして、24ページからの支出の部でございます。

1 款下水道事業費用は、11億5,295万2,893円でございます。

1 項営業費用は10億4,051万55円で、その内訳といたしまして1 目管渠費では5,046万4,826円の支出でございます。職員2名及び会計年度任用職員1名の人件費と管渠施設の維

持管理等に要する費用でございます。25ページに移りまして、3目業務費では1,071万1,642円の支出で、下水道使用料徴収業務に要する費用でございます。4目総係費では2,925万156円の支出で、職員2名及び会計年度任用職員1名の人件費と事業活動の全般に関連する費用及びその他の業務に要する費用でございます。26ページに移りまして、5目減価償却費では7億2,341万7,452円の支出でございます。30ページには固定資産明細書を添付しております。6目資産減耗費では77万6,585円、7目流域下水道維持管理負担金では2億2,588万9,394円の支出でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費で、1億1,244万2,838円の支出でございます。

次に、27ページをお願いします。資本的収支明細書でございます。こちらにつきましても税抜き金額での記載でございます。

1款資本的収入の合計は、4億540万円でございます。

その内訳といたしまして、1項1目企業債で、3億1,090万円。

3項1目他会計補助金で、9,450万円でございます。

28ページをお願いいたします。支出の部でございます。

1款資本的支出の合計額は、7億9,563万5,309円でございます。

1項建設改良費では5,241万1,578円の支出で、内訳といたしまして1目下水道建設費で4,024万6,632円でございます。職員2名の人件費と管渠整備事業に要する経費でございます。2目流域下水道建設負担金で、1,216万4,946円の支出でございます。

次に、2項1目企業債償還金では、7億4,322万3,731円を償還いたしました。

次に、貸借対照表につきましてご説明いたします。6ページまでお戻りください。6ページ、貸借対照表でございます。

まず、資産の部といたしまして、1、固定資産合計は201億9,931万1,912円、2、流動負債合計は7ページに記載しております2億135万3,066円で、資産合計は204億66万4,978円でございます。

8ページに移りまして、負債の部でございます。3、固定負債合計は68億6,105万3,109円、4、流動負債合計は8億7,299万1,132円、5、繰延収益合計は92億2,762万7,766円で、負債合計は169億6,167万2,007円でございます。

9ページに移りまして、資本の部でございます。6、資本金合計は33億9,530万84円、7、剰余金合計は4,369万2,887円で、資本合計は34億3,899万2,971円、負債資本合計は204億66万4,978円でございます。

次に、キャッシュ・フロー計算書についてご説明申し上げます。12ページまでお進みください。

1、業務活動によるキャッシュ・フローでは5億97万6,066円の増加、2、投資活動によるキャッシュ・フローでは5,235万8,578円の減少、13ページに移りまして、3、財務活動によるキャッシュ・フローでは3億4,782万3,731円の減少で、それらの合計1億79万3,757円の資金が増加し、資金期末残高は1億2,167万8,592円となりました。

最後に、剰余金処分計算書につきましてご説明いたします。15ページをお開きください。15ページの表、1番右側の列をご覧ください。

未処分利益剰余金当年度末残高40万859円のうち、30万859円を減債積立金に、10万円を建設改良積立金にそれぞれ積立させていただきます。よって、全額を処分するため利益剰余金は0円となります。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。23ページです。1款2項3目の1節で他会計補助ということになりますけれども、この他会計補助につきましては一般会計のほうから入っているわけですが、ここの内訳、法定、法定外というふうな仕分があると思うんですけれども、この補助金の中身についてどうなっているのか、その補助目的も含めてお願ひします。この他会計補助につきましては、土木費の中のところから一般会計へ出てくるんですけれども、もう一つ、これは27ページですか、資本的収支明細書のほうにもこの他会計補助として9,450万円がこちらのほうにも入っているという、収益的収支のほうと資本的収支のほう両方にこの他会計補助ということで一般会計から出てるわけですが、ここもいわゆる私もよく理解できてませんが、法定外繰入れとか法定繰入れという言い方があると思うので、その内訳をそれぞれの補助金でどうかということをお聞かせください。

それからあと、20ページです。ここに業務についての報告一覧があります。そこの(1)業務量のところで、総有収水量ということで、一番下の欄ですが、これが16.467ポイント減少しております。実際には区域内人口も増えておりますし、水洗化率も増えて普及率も増えてるので、総有収水量が増えるんだろうと思いきや、この16ポイントも下がってるので、なぜ総有収水量が下がるのか、これについてちょっとご説明をお願いします。

増田委員長 稲田課長。

稲田下水道課長 下水道課の稲田でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

1つ目のご質問ですが、一般会計の繰入れの関係なんですけれども、公営企業会計というのは収益的収支と資本的収支に分けられますので、この収益的収支とは、1年間の企業の経営活動に伴い発生する収益と費用を表したものになります。資本的収支とは、施設の建設などの支出効果が次年度以降に及ぶものや企業債の元利償還などの支出とその財源となる収益を表したものになります。

先ほど1つ目のほうの、こちらは収益的収支のほうでございます。こちらのほう、お話もありましたように、一般会計から下水道事業会計へ繰り出されるものでございまして、こちらのほう、総務省通知の地方公営企業繰出金に定める基準に基づく基準内繰入れと申します。基準内繰入れと、その基準に基づかない基準外繰入れというのがございます。汚水事業は、

汚水私費の原則により下水道使用料で賄っておりますが、汚水経費の一部や政策的な経費については一般会計の負担が認められております。こちらのほう、地方公営企業法第17条の経費の負担の原則に基づきまして、下水道を経営する上で必要となっておりますので繰入れさせていただいております。葛城市におきましても、一般会計負担経費及び分流式下水道に要する経費等については、基準内として一般会計から繰入れをさせていただいております。基準外というのは、主に収入の不足を補うものとなっております。

こちらのほうが収益的のほうでございまして、もう一つの資本的収支のほうでございまして、こちらのほうも資本的収入として繰り入れている補助金でございまして、基本的には企業債償還金による費用として賄っております、こちらは全て基準内という形で繰入れをさせていただいております。

次の質問に移らせていただきます。2番目のほうの有収水量の件でございます。

お話のとおり、水洗化人口等も増えております。なんですけれども、今回、令和5年度の総有収水量375万4,540立方メートルで、前年比と比べて1万6,467立方メートルが減となっております。こちらのほうですけれども、一般排水、こちらのほうは水洗化戸数の増加に伴いまして2,000立方メートル増となっております。中間排水のほうですけれども、こちらのほうも1,000立方メートル増、微増ですけれども1,000立方メートル増となっております。主な今回の原因なんですけど、特定排水量というところなんですけども、こちらのほう工場排水とかのほうになるんですけれども、こちらのほうが1万9,000立方メートル減少となっております。これは原因というのはなかなか難しいんですけども、工場等による稼働率がちょっと減少しているのかなど。実際、令和3年から令和4年のときにちょっと増額、上がったんですけども、令和5年度に関してはまた令和3年度ぐらいの稼働率に落ちてるので、ちょっと調整されたのかどうなのかなという感じです。基本的には人口の増加とともに増えてはおるんですが、ちょっとその原因がありました。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 基準内繰入れ、基準外繰入れということでありました。再質問になりますけれども、要は収益的収支での他会計補助4億5,400万円余りのこの繰入金の基準内、基準外の金額の内訳をお聞きしたいんですけれども、よろしいでしょうか。資本的収支については9,450万円は全て基準内繰入れということをお伺いしました。ちょっとこれ再質問をお願いします。総有収水量については特定排水量が大きく減ってるということのため、一般の水洗化率が上がるに従って、各家庭の排水とか一般排水は増えてるということでもあります。よく分かりました。

1問だけ、再質問をお願いします。

増田委員長 稲田課長。

稲田下水道課長 下水道課の稲田でございます。

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。令和5年度の実繰入額4億5,427万5,000円のうち、基準内繰入れは2億1,768万4,000円となります。基準外の繰入れのほうは2億3,659万1,000円となっております。比率といたしましては、基準額率52.08%という形にな

っております。

以上でございます。

増田委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第9号は認定することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託をされました審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようでしたら、委員外議員の発言を終結いたします。

3日間、慎重なご審議ありがとうございました。非常に充実した意見、審議であったかなというふうに思います。非常に不手際な委員長の采配ではございましたけれども、ご協力いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。ご苦勞さまでございました。

閉 会 午後5時21分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長 増田 順弘